

**あさぎり町**

**子ども・子育て支援事業計画（第2期）  
次世代育成支援行動計画（後期）  
子どもの貧困対策計画（第1期）**

**（新）子育てゆめぷらん**

**令和2年3月  
あさぎり町**

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって ······	1
第1節 計画策定の背景 ······	2
第2節 計画の法的根拠と位置づけ ······	2
第3節 子ども・子育て支援新制度の概要 ······	3
第4節 計画の期間 ······	4
第5節 計画の策定体制と方法 ······	5
第2章 あさぎり町の現状 ······	6
第1節 人口及び世帯の状況 ······	7
第2節 婚姻及び就労の状況 ······	11
第3節 保育園、認定こども園及び小中学校の状況 ······	13
第3章 ニーズ調査結果からみえる子育てに関する現状 ······	16
第1節 子どもと家族の状況 ······	17
第2節 子どもの育ちをめぐる環境 ······	19
第3節 子どもの保護者の就労状況 ······	22
第4節 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ······	24
第5節 地域の子育て支援事業の利用状況 ······	26
第6節 土日、祝日の教育・保育施設の利用希望 ······	27
第7節 病気の際の対応 ······	28
第8節 一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況 ······	32
第9節 放課後の過ごし方 ······	35
第10節 生活習慣 ······	37
第11節 子育てと仕事の両立支援制度 ······	44
第12節 事業等の利用状況、要望、意見 ······	46

<b>第4章 計画の基本的な考え方</b>	48
<b>第1節 基本理念</b>	49
<b>第2節 あさぎり町のめざす姿</b>	50
<b>第3節 めざす姿実現のための基礎となる取り組み</b>	50
<b>第4節 取り組みの柱</b>	53
<b>第5節 取り組みの体系</b>	55
<b>第5章 取り組みの柱ごとの事業・活動</b>	57
<b>第1節 取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援</b>	58
<b>第2節 取り組みの柱②：健康づくりの推進</b>	63
<b>第3節 取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり</b>	67
<b>第4節 取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり</b>	69
<b>第5節 取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり</b>	72
<b>第6節 取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実</b>	75
<b>第6章 量の見込みと確保方策</b>	81
<b>第1節 教育・保育提供区域</b>	82
<b>第2節 子ども・子育て支援給付</b>	82
<b>第3節 地域子ども・子育て支援事業</b>	87
<b>第7章 計画の推進に向けて</b>	93
<b>第1節 計画内容の周知</b>	94
<b>第2節 地域の連携による計画の推進</b>	94
<b>第3節 計画の評価・確認</b>	95

# **第1章 計画の策定にあたって**

## 第1節 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など将来的に社会・経済に影響を与える懸念のある課題が深刻となっています。

国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産む子どもの数）をみると、あさぎり町は全国で高い水準にあるものの全国的には減少しています。その要因として未婚や晩婚、非正規雇用の増加や、仕事と家庭の両立に対する負担感や子育てに関する不安感などが指摘されています。

平成27年4月から「子ども・子育て関連3法」に基づいてスタートした「子ども・子育て支援新制度」では、消費税を恒久的財源にするなど、社会全体で子ども・子育てを支えるという考えのもと、市町村が主体となって、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進することとしています。

「子ども・子育て関連3法」の柱として位置づけられる「子ども・子育て支援法」では、国の責任として、これらの円滑な実施を確保し、総合的に施策を推進するための基本的な指針を定め、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けています。

また、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年9月に一部改正され、市町村に対し子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務となりました。

あさぎり町では、平成27年3月に「子ども・子育て支援事業計画（第1期）」と「次世代育成支援行動計画（前期）」を「(新) 子育てゆめふらん」として策定し、子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。令和元年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化やあさぎり町の子育てを取り巻く現状、第1期計画の進捗状況を踏まえ、取組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「(新) 子育てゆめふらん」を策定しました。

## 第2節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「子どもの貧困対策計画」を一体的に策定したものです。

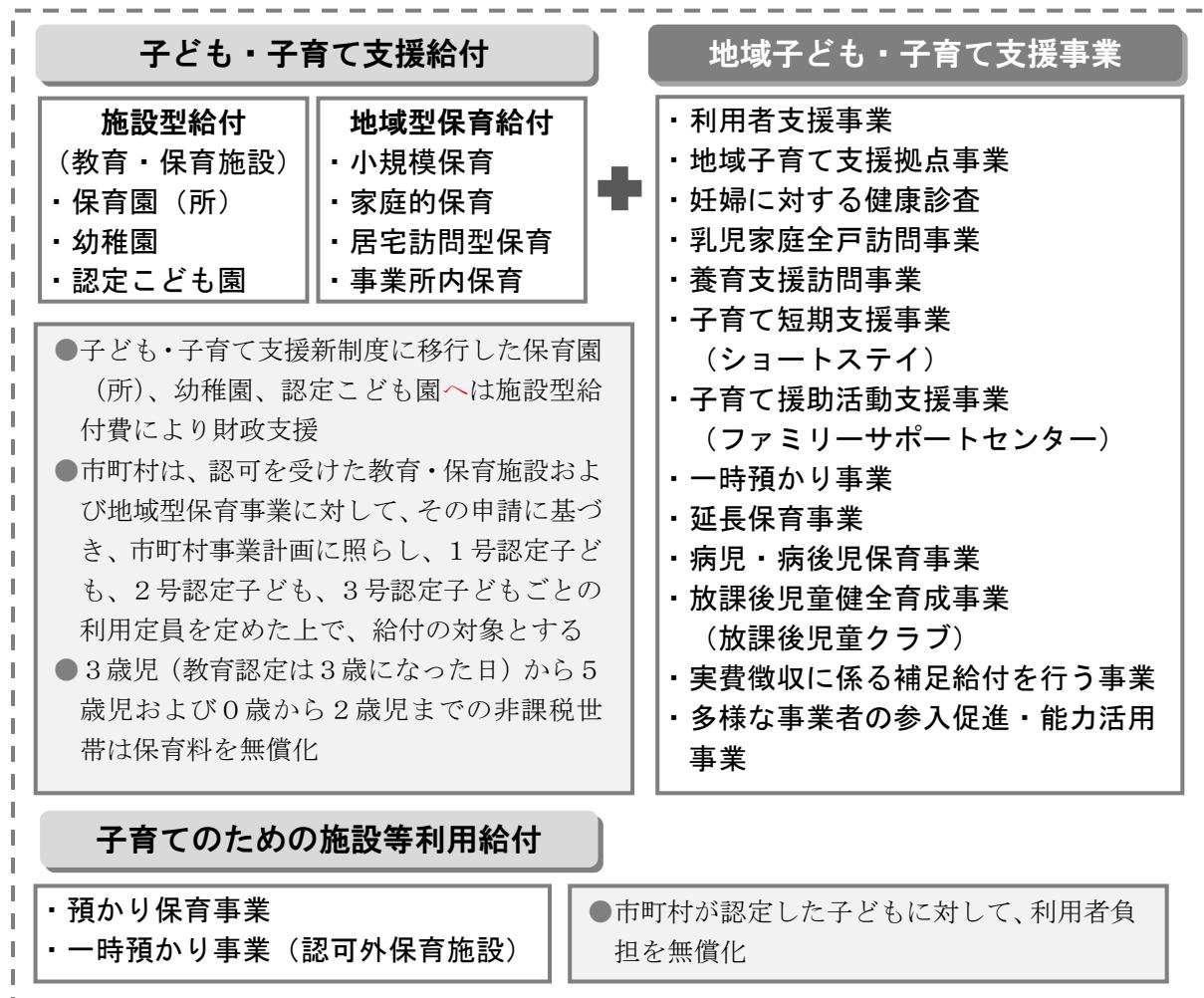
## 第3節 子ども・子育て支援新制度の概要

### (1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 【保育を必要とする子ども】
3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 【保育を必要とする子ども】

### (2) 子ども・子育て支援サービスの概要



## 施設型給付

### ■保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。

### ■認定こども園

幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

## 地域型保育事業

<b>小規模保育事業</b>	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
<b>家庭的保育事業</b>	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
<b>居宅訪問型保育事業</b>	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
<b>事業所内保育事業</b>	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

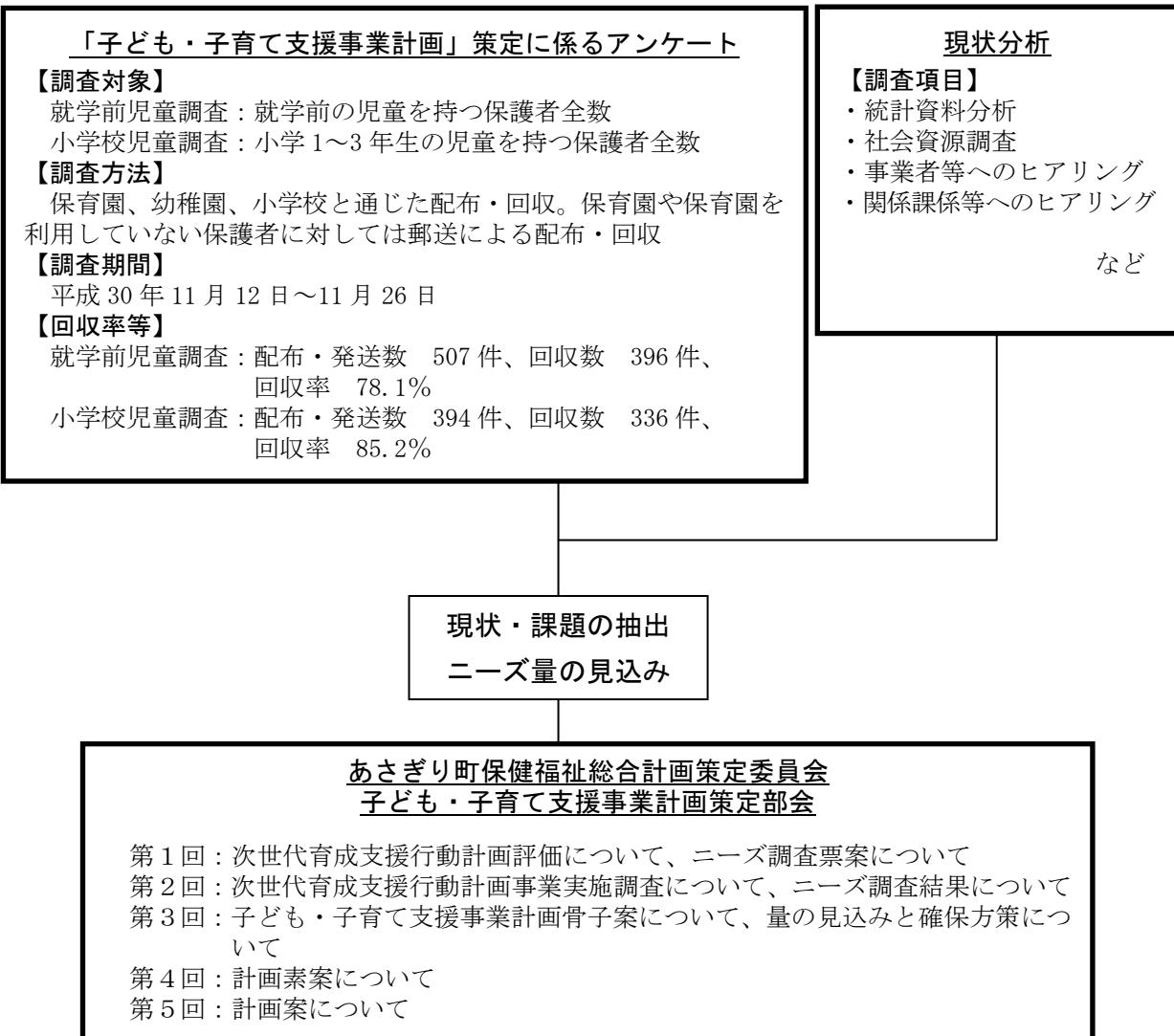


## 第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年間とします。

## 第5節 計画の策定体制と方法

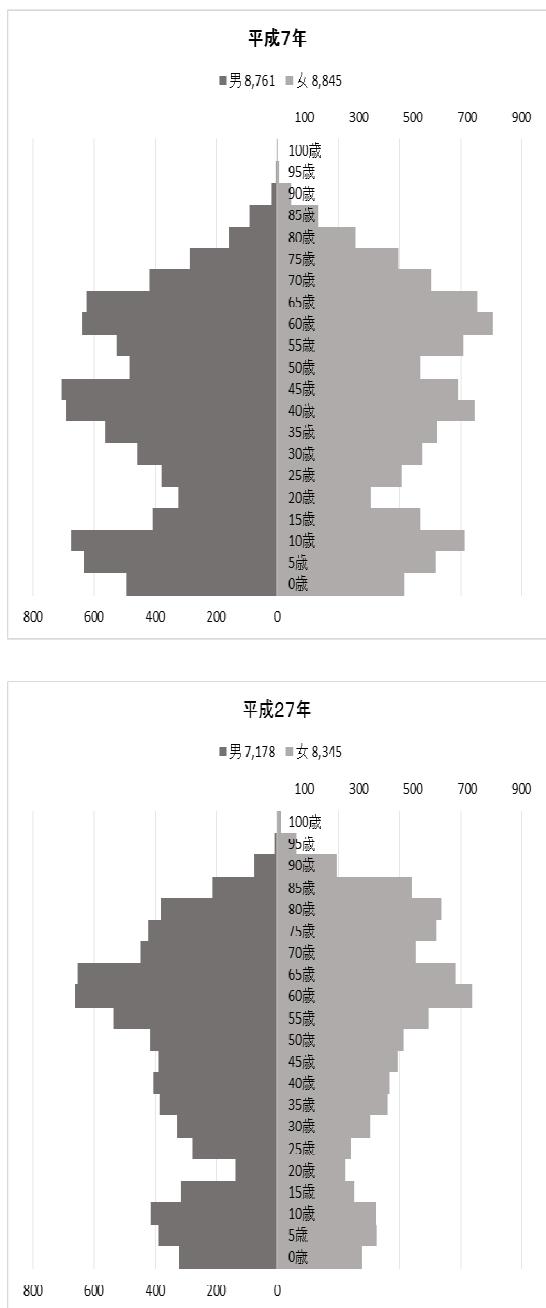
「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会：子ども・子育て支援事業計画策定部会」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



## **第2章 あさぎり町の現状**

## 第1節 人口及び世帯の状況

### 1 年齢人口構成の推移



資料：国勢調査

平成 7 年 (1995 年) の年齢人口構成をみてみると、40 歳代半ばの年齢層に大きな山があります。この年齢層は、1947 年から 1949 年の第 1 次ベビーブームの時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10 代前半の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

平成 27 年 (2015 年) の年齢人口構成をみてみると、「団塊の世代」の人たちが 60 歳半ばとなって、そのまま定住している様子がうかがえます。そのため、「団塊の世代」が 65 歳に達する平成 27 年以降は高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化率が急速に進行しています。

平成 7 年頃、子どもの時代を過ごした人達は、平成 27 年になると成人していますが、その人口は減少しており、あさぎり町から転出した様子がうかがえます。同時に、子どもを産み育てる若い世代の人口が急激に減少することで、その世代の子どもの人口も急激に減少しています。

あさぎり町では、急速に少子高齢化が進行しております、今後ますますその状況が顕著になっていくものと想定できます。

## 2 年齢3区分別人口構成の推移

あさぎり町の総人口は減少傾向にあり、平成7年の18,533人から平成27年には15,532人となり、20年間で3,001人減少しました。

年少人口(0~14歳)は、平成7年の3,503人と平成27年の1,620人を比較すると、1,883人減少し、20年間一貫して減少傾向となっています。総人口に対する構成比は、平成7年に18.9%であったものが、平成27年には10.4%となりました。

あさぎり町では、急激に少子化が進行しています。

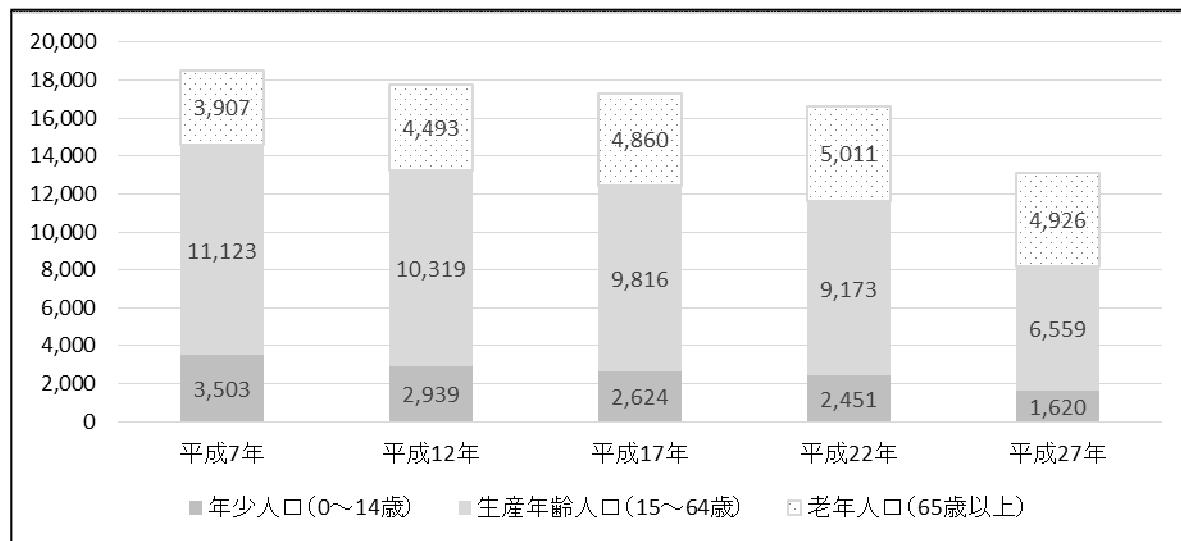
### <年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	18,533	17,751	17,300	16,638	15,532
年少人口(0~14歳)	3,503	2,939	2,624	2,451	1,620
構成比	18.9%	15.2%	16.6%	14.7%	10.4%
生産年齢人口(15~64歳)	11,123	10,319	9,816	9,173	6,559
構成比	60.0%	56.7%	58.1%	55.1%	42.2%
老人人口(65歳以上)	3,907	4,493	4,860	5,011	4,926
構成比	21.1%	28.1%	25.3%	30.1%	31.7%
年齢不詳	0	0	0	3	0

資料：国勢調査

### <年齢3区分別人口構成の推移>



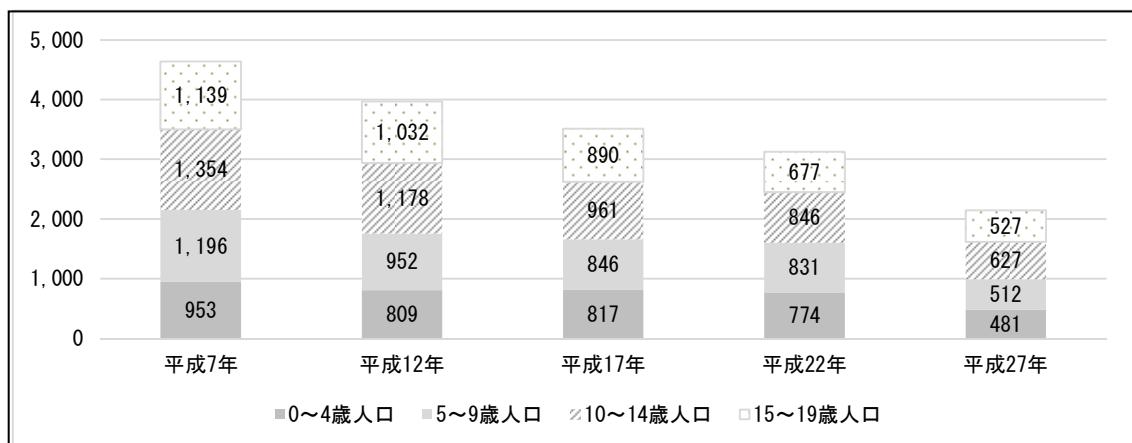
資料：国勢調査

### 3 子ども人口の推移

あさぎり町の子ども人口は大きく減少の傾向にあります。

0～4歳の年齢階層をみてみると、平成7年には953人であったものが、平成27年には481人となり、472人減少しました。今後も、子どもの転入があまりみられないことが予想されることから、0～4歳の年齢階層が、5年後の5～9歳、10年後の10～14歳の人口をおおむね構成することになります。そのため、子ども人口の大きな減少傾向は、今後も継続することになります。

<子ども人口の推移>



資料：国勢調査

### 4 世帯構成の推移

あさぎり町の一般世帯数は増加傾向にありますが、平成22年から平成27年の間では減少しました。平成7年と20年後の平成27年を比較すると5,165世帯から5,272世帯となり、107世帯増加しました。

一般世帯数に対する割合をみてみると、核家族世帯は約50%で推移し、大きな変化がありませんが、その他の親族世帯は平成7年の37.5%が平成27年に25.7%となり、約13%減少しました。その他の親族世帯は、親族世帯のうち、核家族世帯を除いたもので、孫・子・親からなる3世代世帯が、その多くを占めています。

6歳未満もしくは18歳未満の子どもがいる一般世帯は、その数と一般世帯全体に占める割合とともに、平成7年から平成27年の20年間で大きく減少しました。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

一般世帯		親族世帯					その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯			
		核家族世帯										
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども							
平成7年	5,165 100%	4,440 88.3%	2,503 49.0%	939	1,217	57	290	1,937 37.5%	9 13.9%			
平成12年	5,195 100%	4,363 84.0%	2,545 49.0%	991	1,115	58	381	1,818 35.0%	9 15.8%			
平成17年	5,418 100%	4,388 81.0%	2,712 50.1%	1,041	1,153	60	458	1,676 30.9%	11 18.8%			
平成22年	5,393 100%	4,278 79.3%	2,685 49.8%	1,082	1,040	67	496	1,593 29.5%	26 20.2%			
平成27年	5,272 100%	4,068 77.1%	2,711 51.4%	1,079	1,046	86	500	1,357 25.7%	26 22.3%			

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

<6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移>

単位：世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯 ①	5,165	5,195	5,418	5,393	5,272
6歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯 ②	790	687	666	647	549
構成比 ②/①	15.3%	13.2%	12.3%	12.0%	10.4%
18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯 ③	2,152	1,853	1,678	1,516	1,321
構成比 ③/①	41.7%	35.7%	31.0%	28.1%	25.0%

資料：国勢調査

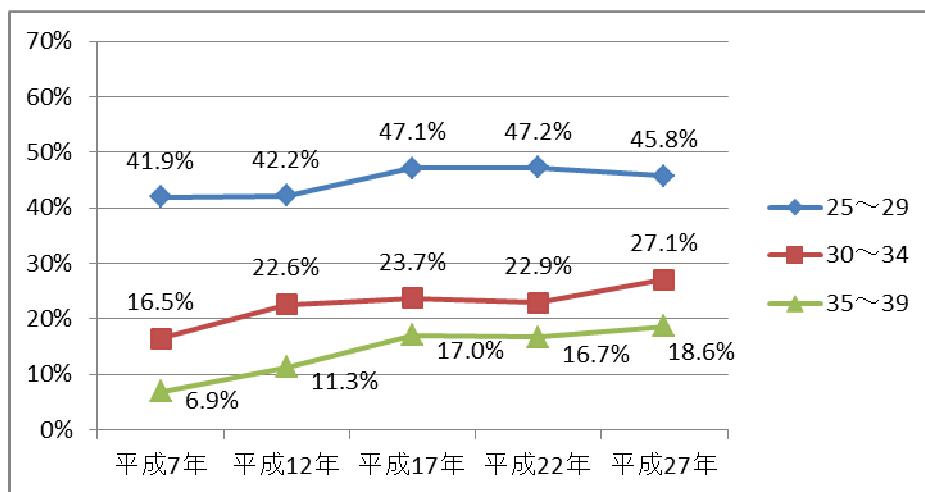
## 第2節 婚姻及び就労の状況

### 1 未婚率の状況

あさぎり町では、子どもを産み育てている若い世代において、女性、男性とともに、すべての年齢階層において未婚率が増加傾向にあります。また、女性よりも男性の未婚率が、どの年齢階層においても高くなっています。

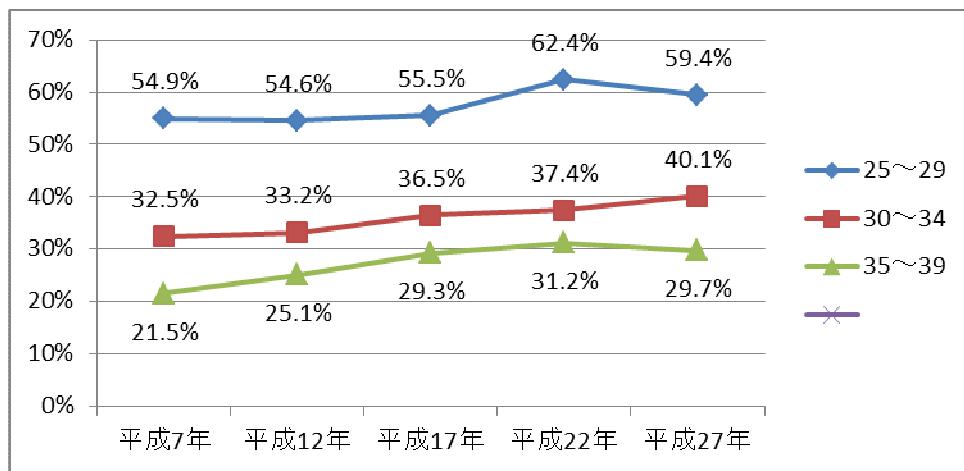
女性についてみてみると、平成7年の35～39歳の未婚率が6.9%であったものが、平成27年には18.6%となりました。同じ年齢階層で男性についてみてみると、平成27年は29.7%でした。

＜女性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

＜男性の未婚率の推移＞

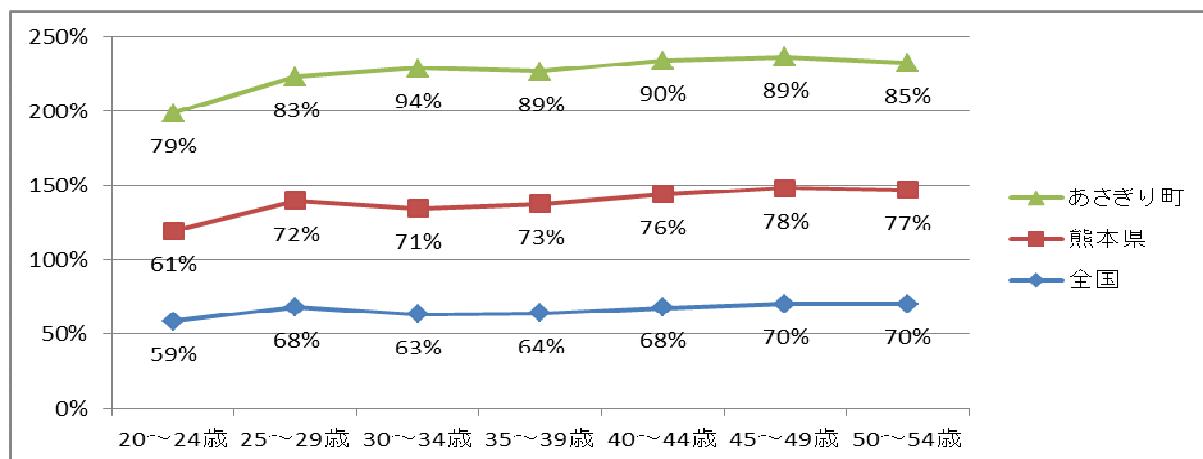


資料：国勢調査

## 2 就労の状況

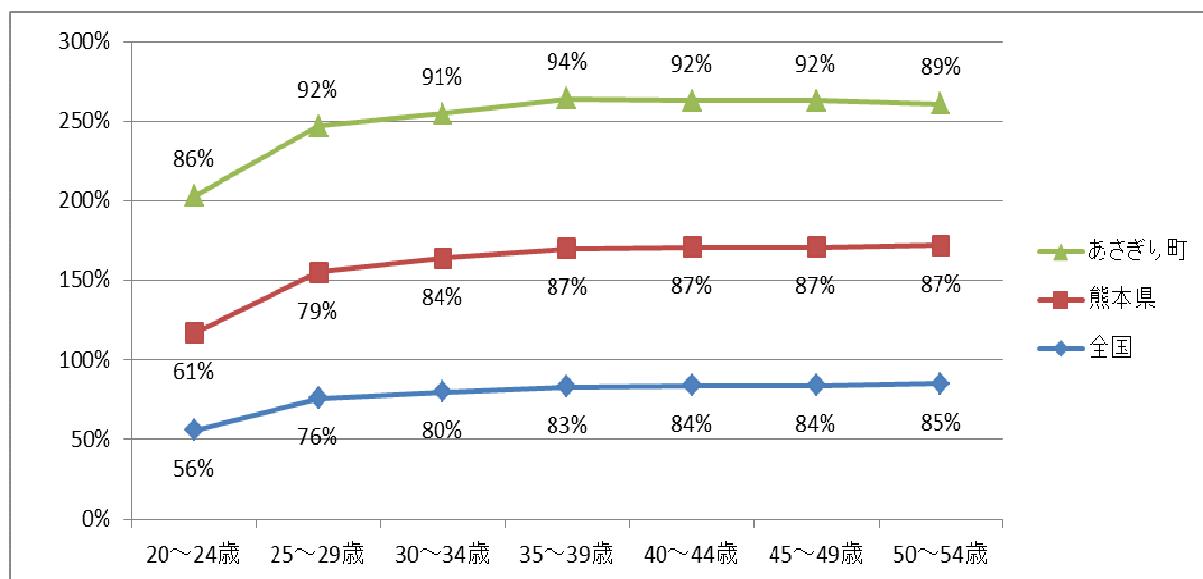
女性の年齢階層別就業率について、あさぎり町、熊本県、全国のデータを比較して、それぞれの就業率は異なるものの、全体的にほぼ横ばいの状態ということがわかります。結婚や出産後も働き続けている現状となっているようです。

<平成 27 年の女性の就業率の推移（全国・熊本県との比較）>



資料：国勢調査

<平成 27 年の男性の就業率の推移（全国・熊本県との比較）>



資料：国勢調査

### 第3節 保育園、認定こども園及び小中学校の状況

#### 1 保育園の状況

令和元年度現在、あさぎり町内には9か所の私立保育園があります。

<保育園の状況>

単位：人

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
私立保育園	上薬師保育園	定員	45	45	45	40	40
		在園児数	48	46	48	36	35
	上第二保育園	定員	60	50	50	50	40
		在園児数	56	56	48	43	33
	岡原もぞか保育園	定員	45	30	30	30	30
		在園児数	23	30	31	35	37
	須恵保育園	定員	45	50	50	50	50
		在園児数	47	55	50	50	46
	清水保育園	定員	80	70	60	60	60
		在園児数	72	63	70	62	55
	るり光保育園	定員	80	80	80	70	60
		在園児数	82	77	72	63	58
	まどか保育園	定員	90	90	90	90	80
		在園児数	94	91	88	85	75
	吉井保育園	定員	50	50	50	50	50
		在園児数	53	50	55	58	57
	まこと保育園	定員	70	70	70	70	70
		在園児数	71	75	80	73	66
合計【在園児数】		546	543	542	505	462	

資料：生活福祉課（平成27年～30年度は3月31日現在、令和元年度は10月1日現在）

※平成28年4月、町立保育園の民営化により、上第一保育所が上薬師保育園に、上第二保育所が上第二保育園に、岡原保育所が岡原もぞか保育園に、須恵保育所が須恵保育園に名称が変更。

※町外からの利用者は含まない。

## 2 認定こども園の状況

令和元年度現在、あさぎり町内には4か所の認定こども園があります。

### ＜認定こども園の状況＞

単位：人

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
私立認定こども園	あおぞら幼稚園	定員	15	20	20	20	20
	在園者数	7	8	3	3	4	
	摩耶幼稚園	定員	20	30	30	30	30
	在園者数	10	13	15	16	19	
	あさぎりこども園	定員	90	90	90	90	80
	在園者数	90	80	71	70	64	
専立寺こども園	定員	90	90	90	90	90	
	在園者数	100	98	100	93	86	
合計【在園児数】			207	199	189	182	173

資料：生活福祉課（平成27～30年度は3月31日現在、令和元年10月1日現在）

※平成30年4月、2園が認定こども園へ移行。早苗保育園があさぎりこども園に、専立寺保育園が専立寺こども園に変更。

※平成31年4月、中球磨幼稚園が摩耶幼稚園に名称が変更。

※町外からの利用者は含まない。

## 3 病児・病後児保育施設の状況

### 「ほっと館」あさぎり町の利用状況

単位：人

年度/月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成26年度	18	16	13	14	8	4	12	11	14	28	20	19	177
平成27年度	17	23	11	22	10	3	10	15	14	7	20	20	172
平成28年度	13	18	19	14	16	17	36	35	21	21	33	24	267
平成29年度	20	15	7	19	13	24	17	15	13	55	34	5	237
平成30年度	21	11	5	12	11	7	22	14	16	21	7	10	157

## 4 学童クラブの状況

### 町内学童クラブの利用状況

単位：人

学童クラブ/年度	H26	H27	H28	H29	H30
学童クラブ(7)の合計	180	186	196	254	260

### 3 小中学校の状況

令和元年度現在、あさぎり町内には5か所の町立小学校があります。

#### <小学校の状況>

単位：学級、人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
上小学校	学級数	11	12	10	11	12
	児童数	239	249	240	241	240
免田小学校	学級数	16	15	16	16	16
	児童数	381	376	381	374	363
岡原小学校	学級数	7	8	9	9	9
	児童数	143	143	140	141	152
須恵小学校	学級数	6	6	6	6	6
	児童数	54	54	58	61	58
深田小学校	学級数	7	6	6	8	8
	児童数	82	85	87	85	85
合 計	学級数	47	47	47	50	51
	児童数	899	907	906	902	898

資料：教育課（令和元年5月1日現在）

中学校については、平成24年度に5つの町立中学校が統合し、あさぎり中学校となりました。

#### <中学校の状況>

単位：学級、人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
あさぎり 中学校	学級数	17	16	17	15	15
	児童数	488	485	476	450	447

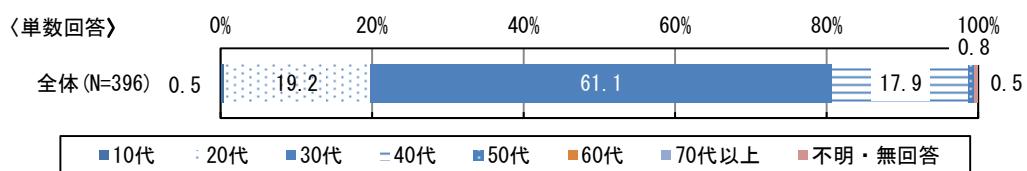
資料：教育課（令和元年5月1日現在）

## **第3章 ニーズ調査結果からみえる 子育てに関する現状**

## 第1節 子どもと家族の状況

ニーズ調査への回答は約9割が母親ですが、その年齢について、『就学前児童』では20歳代が19.2%、30歳代が61.1%、40歳代が17.9%で20～30歳代を中心であるの対し、『小学校児童』では20歳代が5.7%、30歳代が58.6%、40歳代が33.0%で、その中心は30歳代～40歳代となっています。

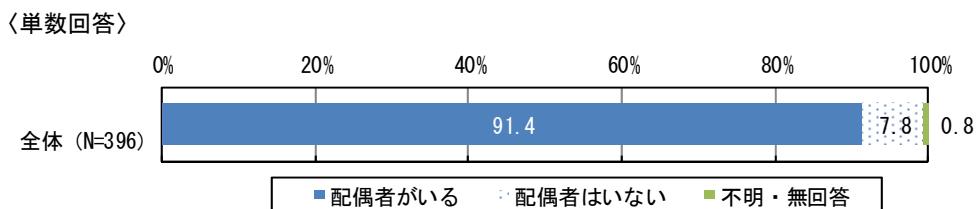
回答者の年齢（就学前児童）



回答者の年齢（小学校児童）

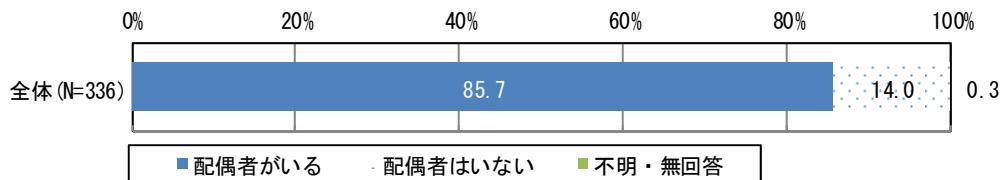
「配偶者がいない」と回答した人の割合は、『就学前児童』の7.8%に対し、『小学校児童』では14.0%となっています。

配偶者の有無（就学前児童）



配偶者の有無（小学校児童）

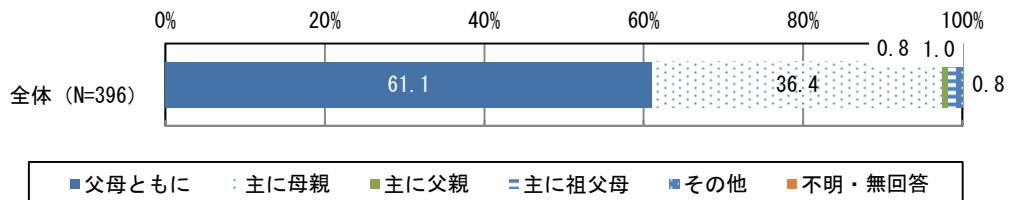
＜単数回答＞



また、「子育てを主に行っている人」について、「父母ともに」と回答した人の割合が、『就学前児童』での61.1%に対し、『小学校児童』では59.5%となっています。

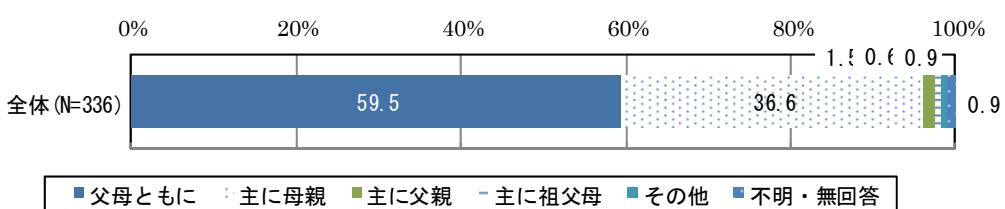
**子育てを主に行っている人（就学前児童）**

＜単数回答＞



**子育てを主に行っている人（小学校児童）**

＜単数回答＞



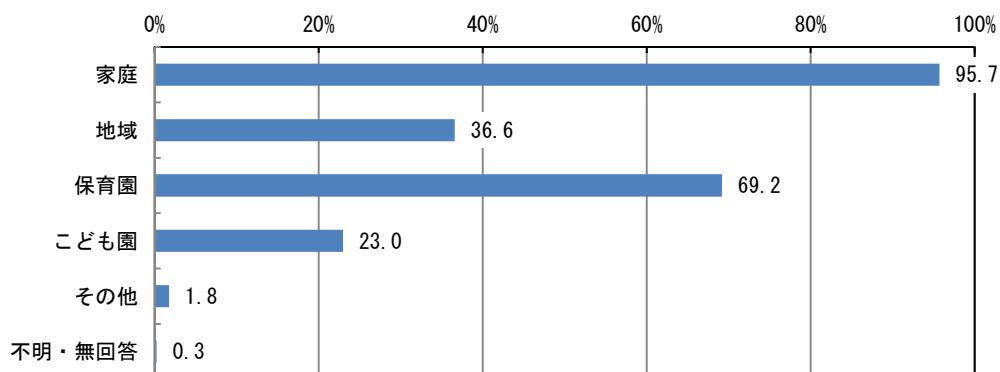
## 第2節 子どもの育ちをめぐる環境

子育てに最も影響する環境については、『就学前児童』と『小学校児童』で差はありませんが、「家庭」と回答した人が9割以上となっています。

### 子育てに最も影響する環境（就学前児童）

〈複数回答〉

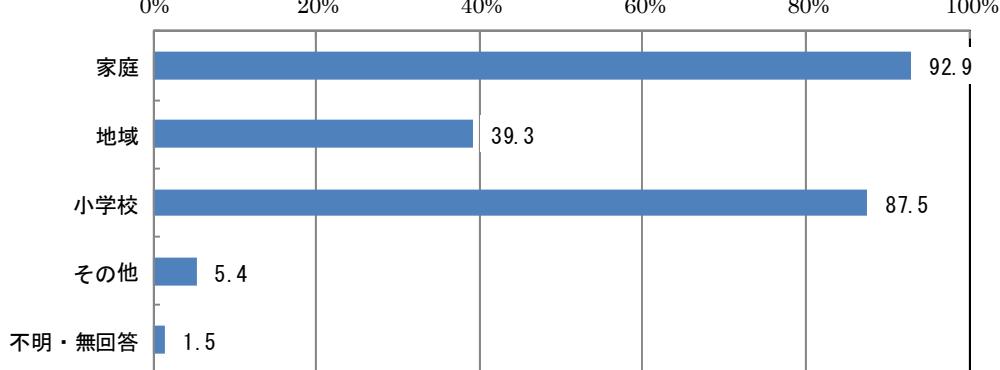
N=396



### 子育てに最も影響する環境（小学校児童）

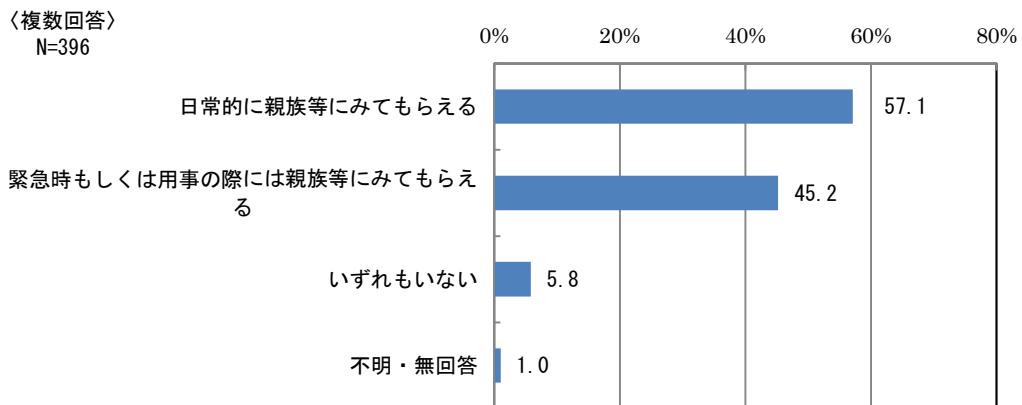
〈複数回答〉

N=336

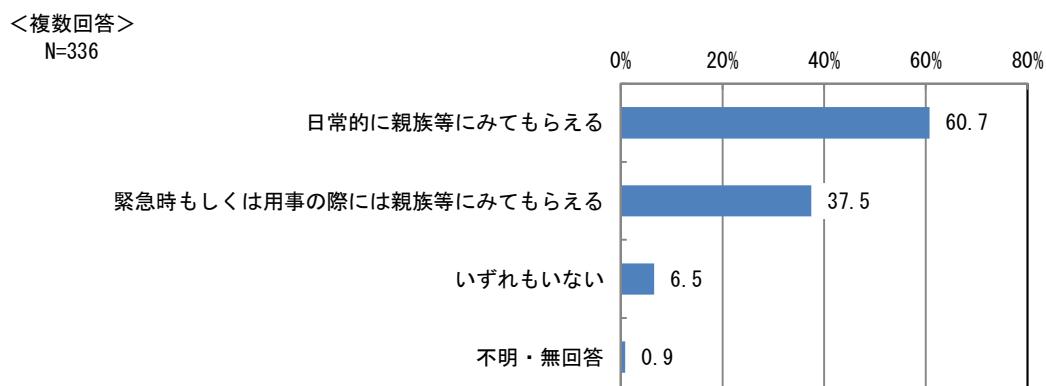


子どもをみてもらえる親族等の存在について、「日常的に祖父母等の親族等にみてもらえる」と回答した人の割合は、『就学前児童』の 57.1%に対し、『小学校児童』では 60.7%となっています。

#### 子どもをみてもらえる親族等の存在（就学前児童）

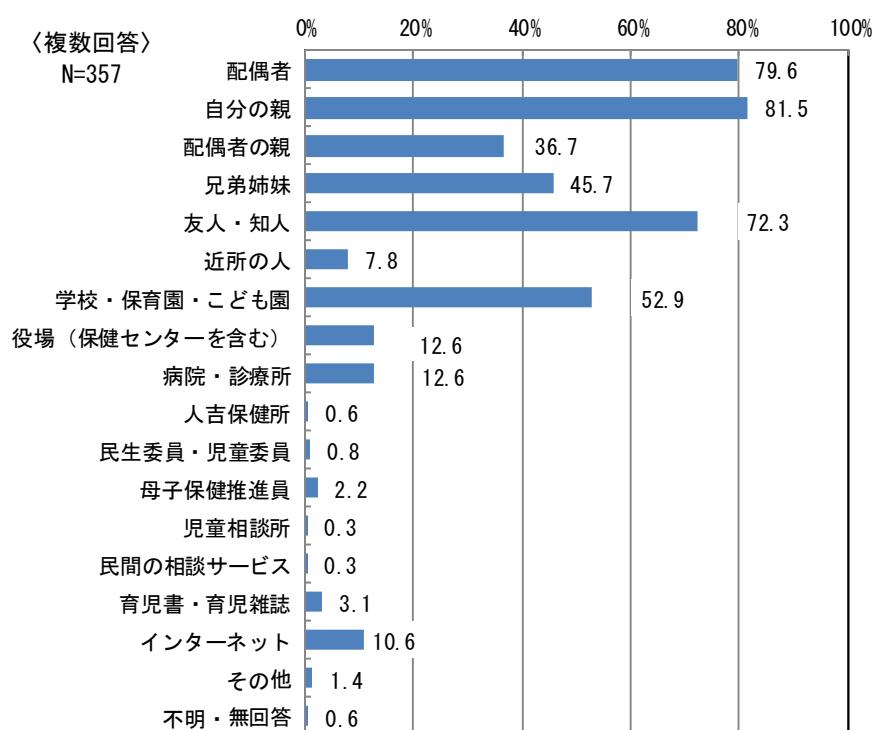


#### 子どもをみてもらえる親族等の存在（小学校児童）

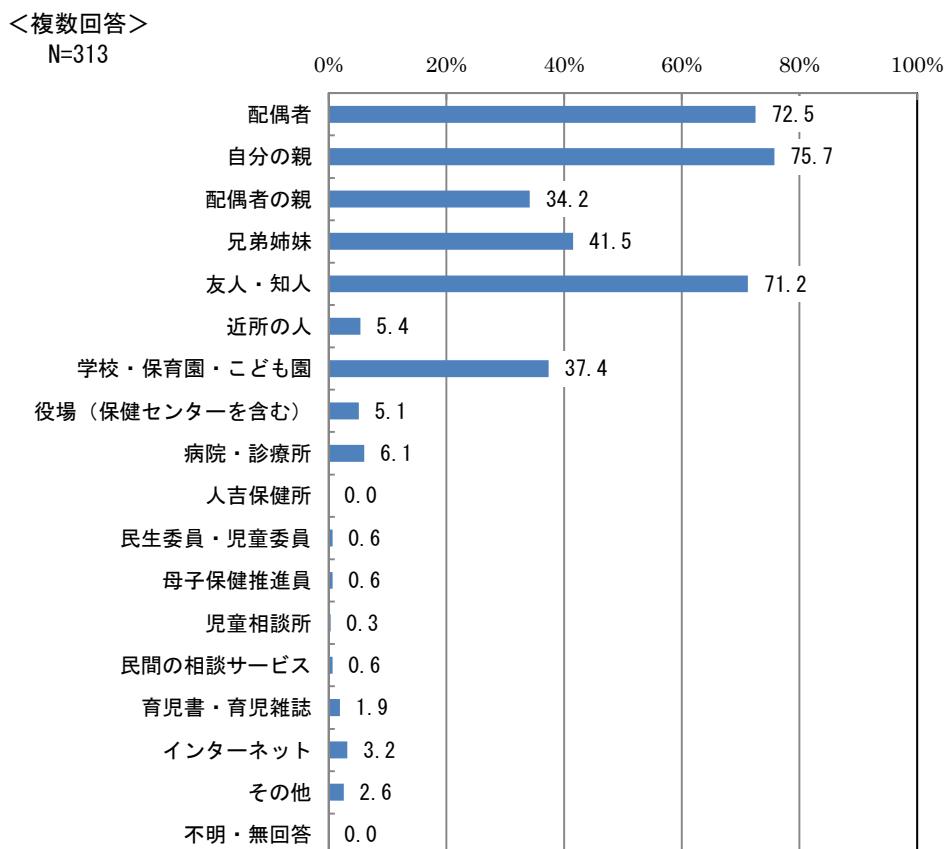


子育て等に関する相談相手については、『就学前児童』と『小学校児童』で差はなく、9割以上が「いる」と回答し、その相手は約8割近くが「配偶者」や「自分の親」で、「配偶者の親」と回答した人はその半分以下となっています。「学校・保育園・こども園」と回答した人も『就学前児童』で 52.9%、『小学校児童』で 37.4%となっています。

### 子育て等に関する相談相手（就学前児童）



### 子育て等に関する相談相手（小学校児童）

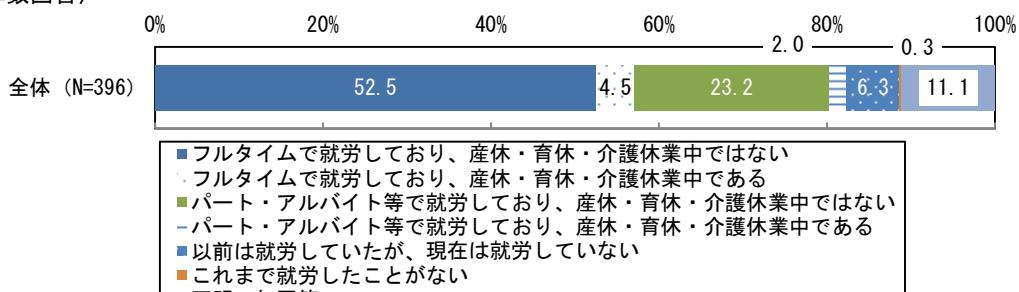


### 第3節 子どもの保護者の就労状況

父親については8割以上がフルタイムで就労しており、『就学前児童』と『小学校児童』で差はありませんが、母親のフルタイムの就労については、『就学前児童』の52.5%に対し、『小学校児童』では60.7%となっています。

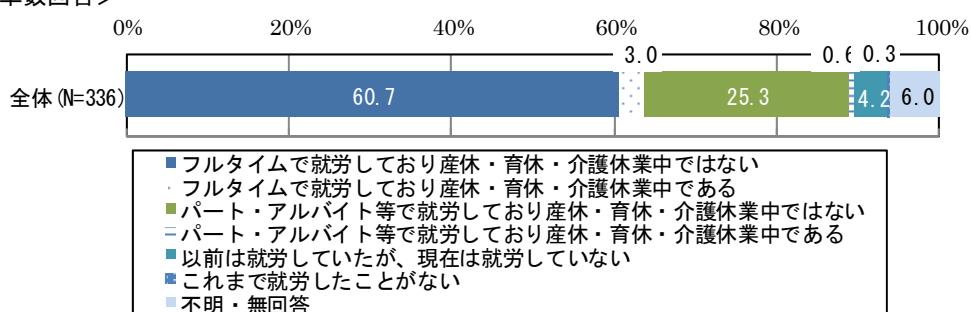
#### 母親の就労状況（就学前児童）

〈単数回答〉



#### 母親の就労状況（小学校児童）

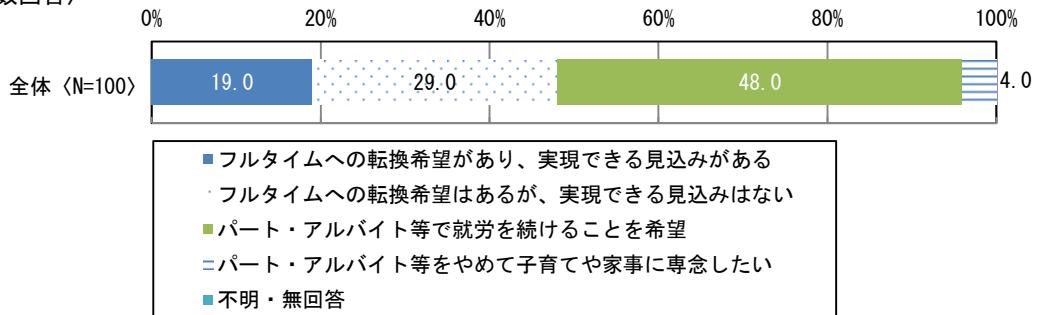
〈単数回答〉



また、パート・アルバイト等で就労している母親は、『就学前児童』、『小学校児童』とともに、約5割の人がその状態での就労を続けることを希望しています。

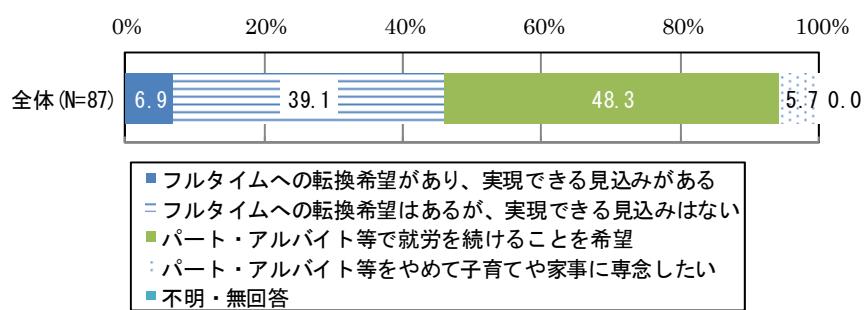
### 母親のフルタイムへの転換希望

〈単数回答〉



### 母親のフルタイムへの転換希望の有無（小学校児童）

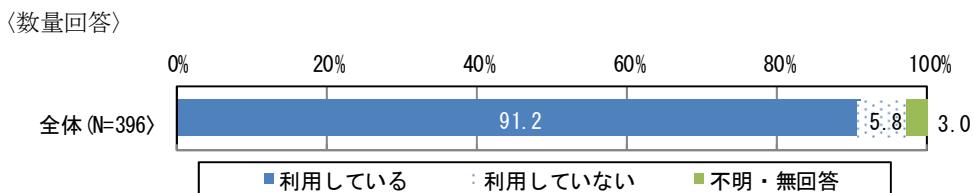
〈単数回答〉



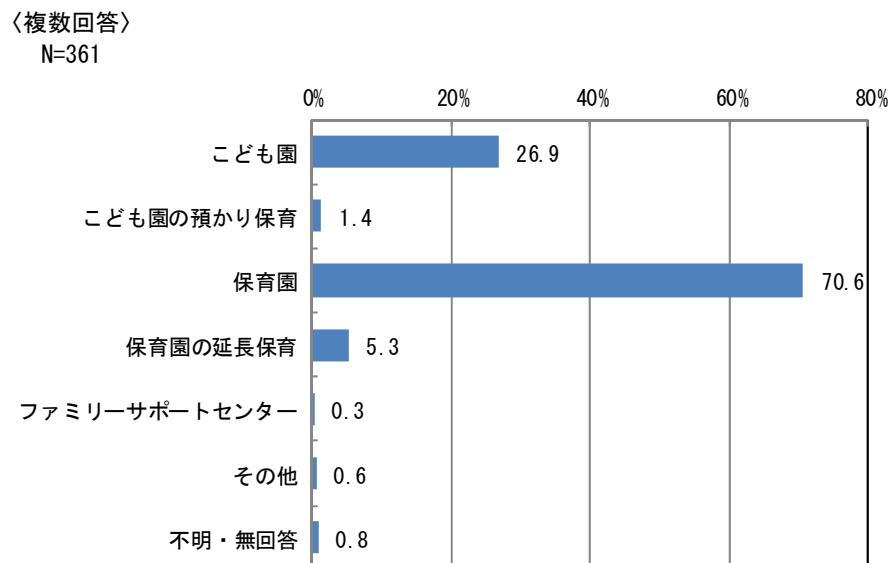
## 第4節 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

約9割が定期的な教育・保育の事業を利用しています。そのうち、約7割が保育園、約2割がこども園で、その場所はあさぎり町内が96.4%となっています。

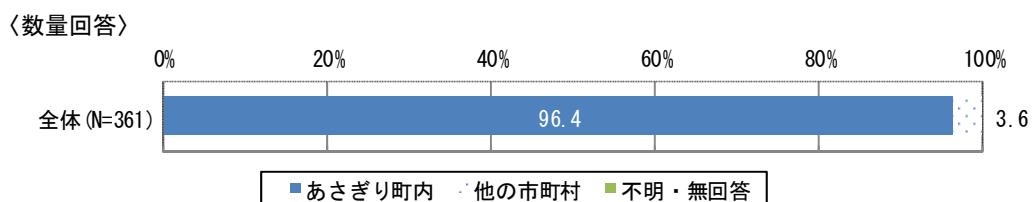
### 定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



### 定期的に利用している教育・保育事業の種類（就学前児童）



### 定期的に利用している教育・保育事業の場所（就学前児童）

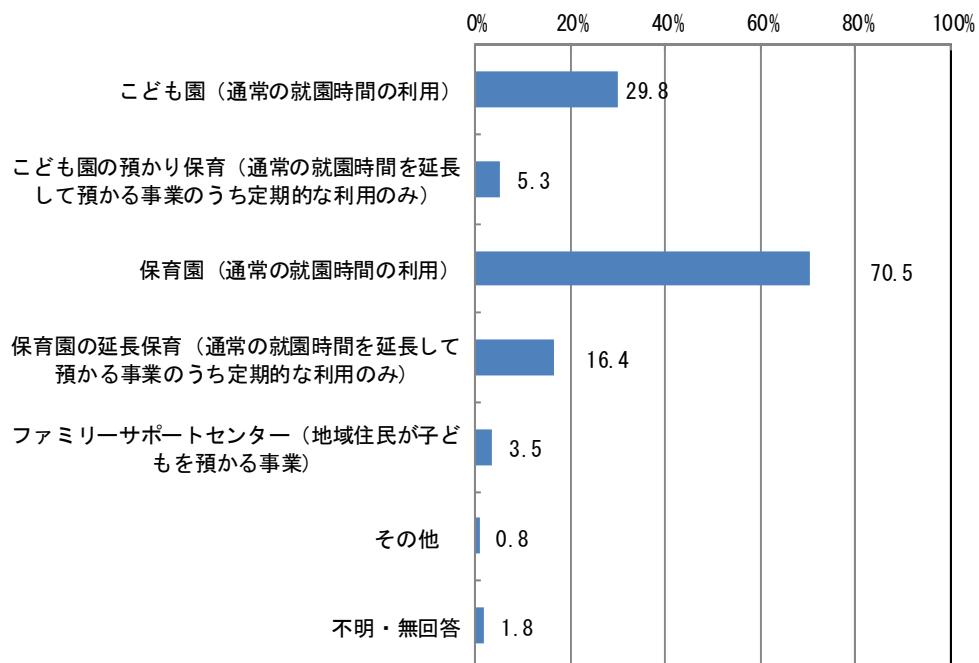


今後、定期的に利用したいと考える平日の教育・保育の事業については、約7割の人が「保育園」と回答しています。その他、「こども園」が29.8%、「保育園の延長保育」が16.4%となっています。

#### 今後、定期的に利用したいと考える平日の教育・保育の事業（就学前児童）

〈複数回答〉

N=396



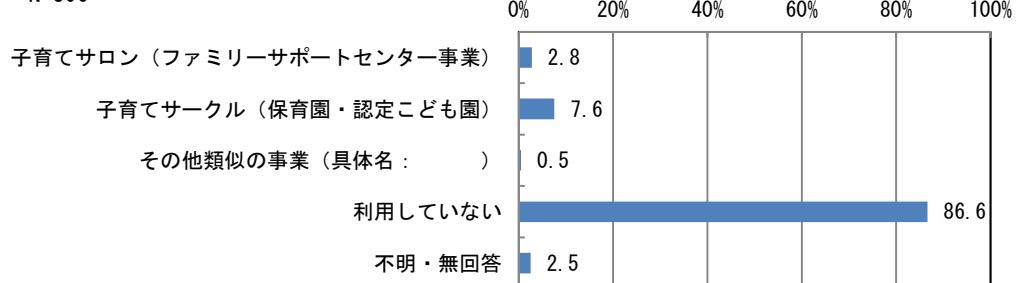
## 第5節 地域の子育て支援事業の利用状況

子育てサロンや子育てサークルなどについては、9割以上の方が「利用していない」と回答しており、また、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人の割合が40.7%であるのに対し、「すでに利用しているが、利用日数を増やしたいとは思わない」は7.6%となっています。

### 子育てサロンや子育てサークルの利用状況（就学前児童）

（複数回答）

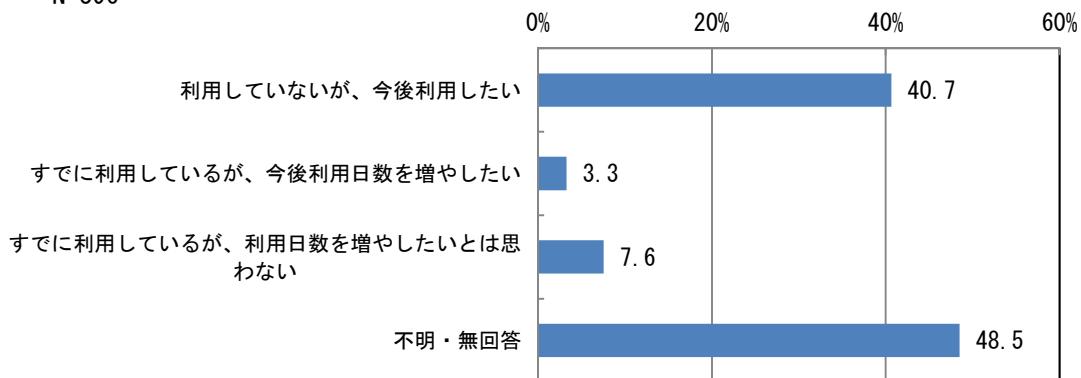
N=396



### 子育てサロンや子育てサークルなどの利用意向（就学前児童）

（単数回答）

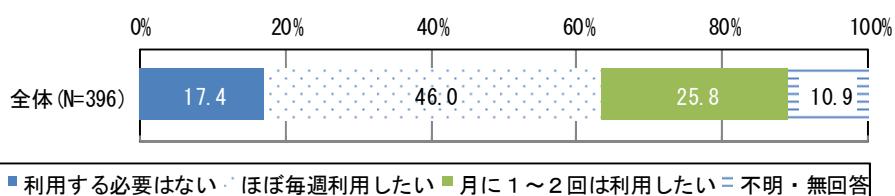
N=396



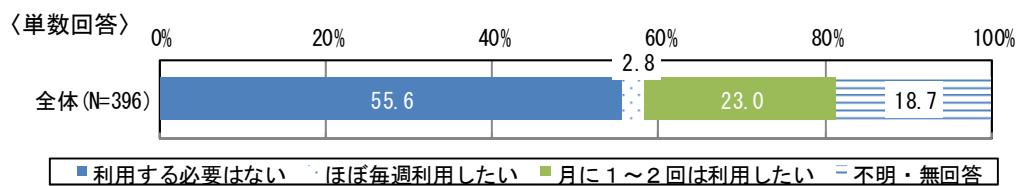
## 第6節 土日、祝日の教育・保育施設の利用希望

「利用する必要はない」、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」の回答割合について、土曜日の17.4%、46.0%、25.8%に対し、日曜日・祝日では55.6%、2.8%、23.0%となっています。また、「月に1～2回は利用したい」と回答した人は、その理由として、76.7%が「月に数回仕事が入るため」と回答しています。

土曜日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）



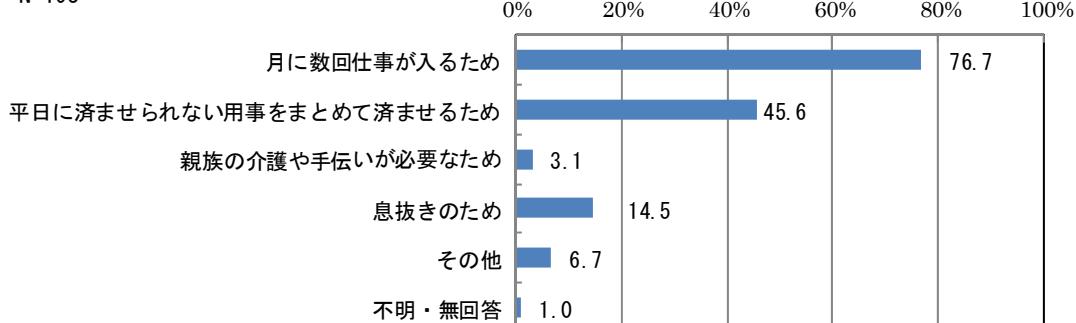
日曜日・祝日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）



月に1～2回は利用したい理由（就学前児童）

（複数回答）

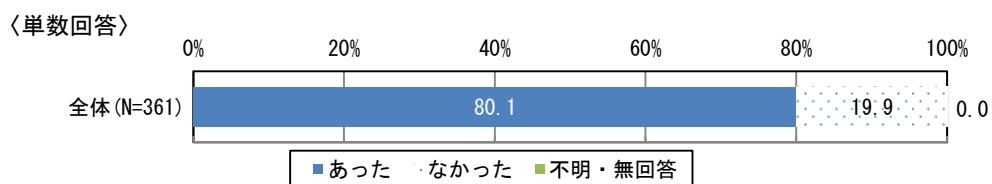
N=193



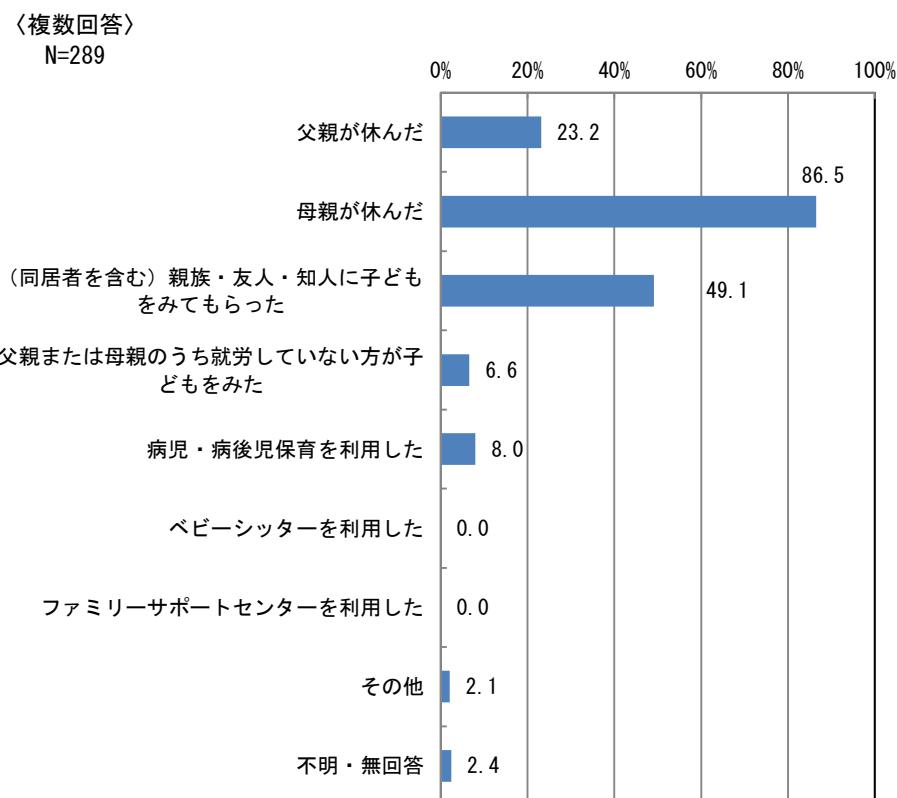
## 第7節 病気の際の対応

この1年間での病気やけがによる欠席の有無については、『就学前児童』で「ある」が80.1%であるのに対し、『小学校児童』では55.4%となっています。そのなかで、そのような場合の対処として「父親が休んだ」、「母親が休んだ」、「親族・友人・知人に子どもをみてもらった」の割合（複数回答）が、『就学前児童』では23.2%、86.5%、49.1%であるのに対し、『小学校児童』では15.6%、60.2%、44.6%となっており、『就学前児童』の方が多様な方法で対処している様子がうかがえます。

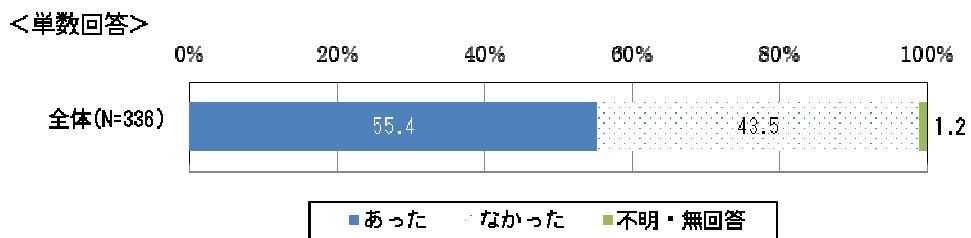
### 病気やけがによる欠席の有無（就学前児童）



### 欠席した際の対応（就学前児童）



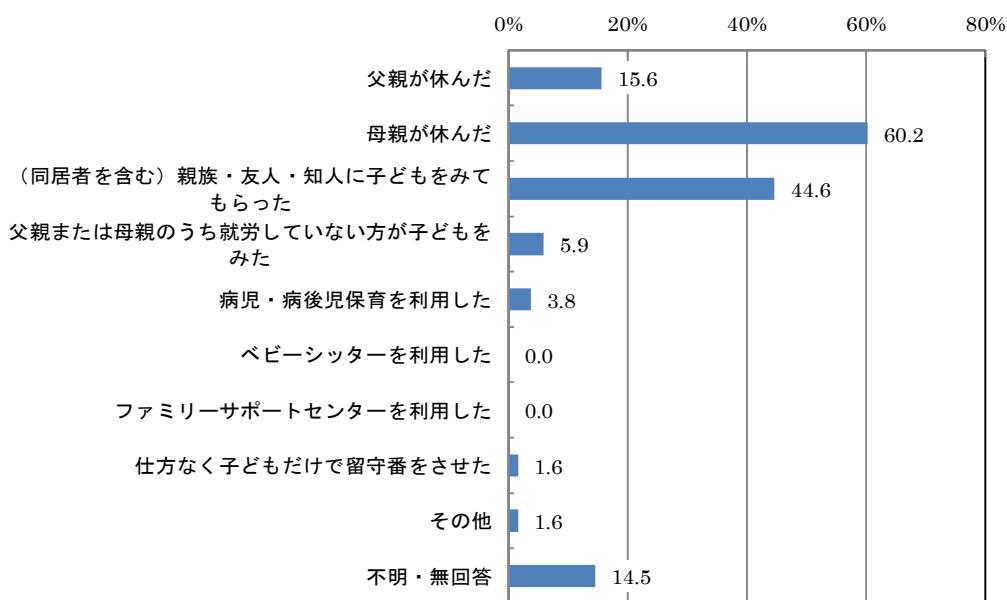
## 病気やけがによる欠席の有無（小学校児童）



## 欠席した際の対応（小学校児童）

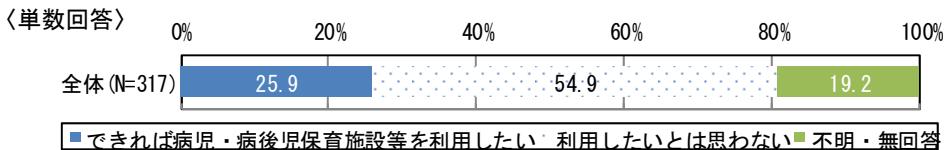
<複数回答>

N=186

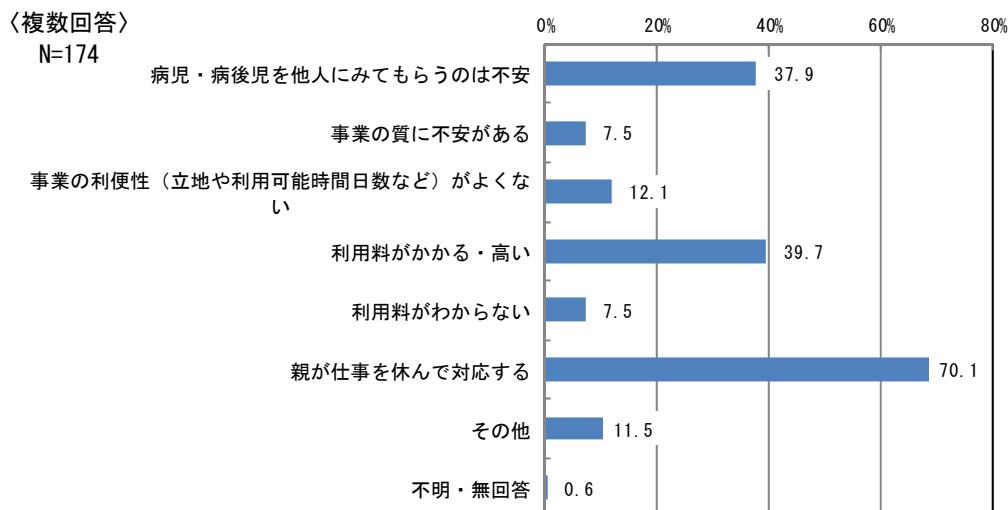


病児・病後児保育施設等の利用希望について、「できれば利用したい」と回答した人が、『就学前児童』の 25.9%に対し、『小学校児童』では 17.7%となっています。ともに「利用したいとは思わない」の割合の方が高くなっていますが、その理由として「親が仕事を休んで対応する」がともに約 6 割で最も高くなっています。また、施設については、保育園・認定こども園等に併設した施設が望ましいと考える人が、『就学前児童』では、約 8 割となっています。公立多良木病院に併設した施設で子どもを保育する事業形態が望ましいと考える人が『小学校児童』では、76.0%となっています。

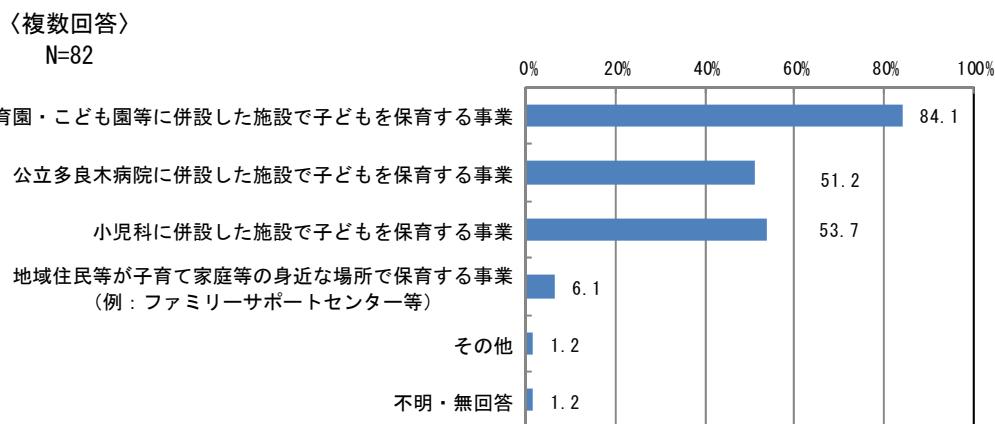
### 病児・病後児保育施設等の利用希望（就学前児童）



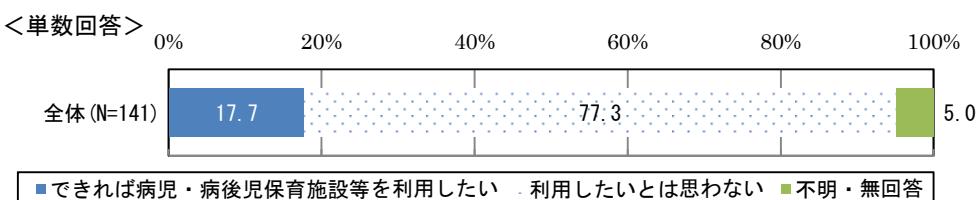
### 病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（就学前児童）



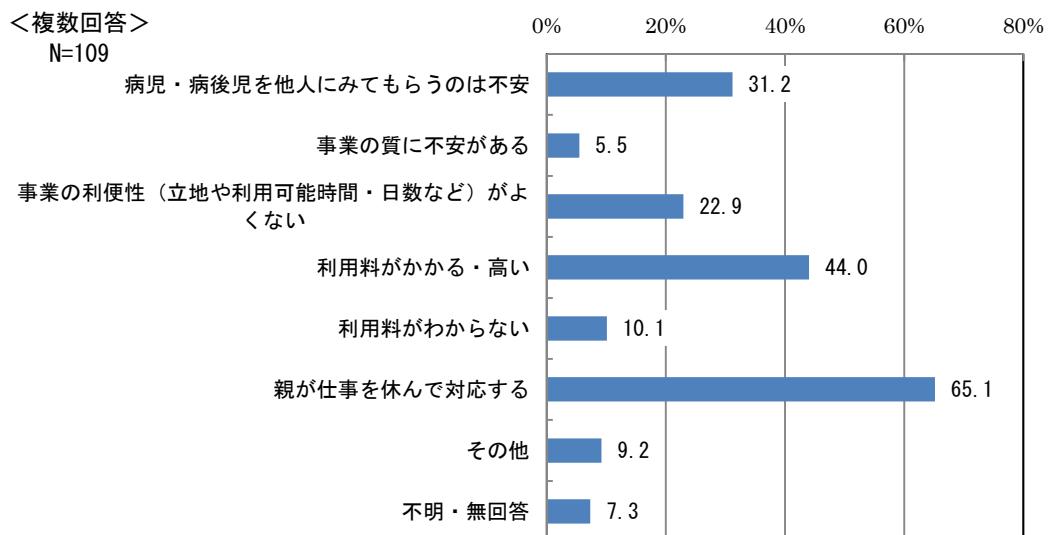
### 病児・病後児保育施設等の設置場所の希望（就学前児童）



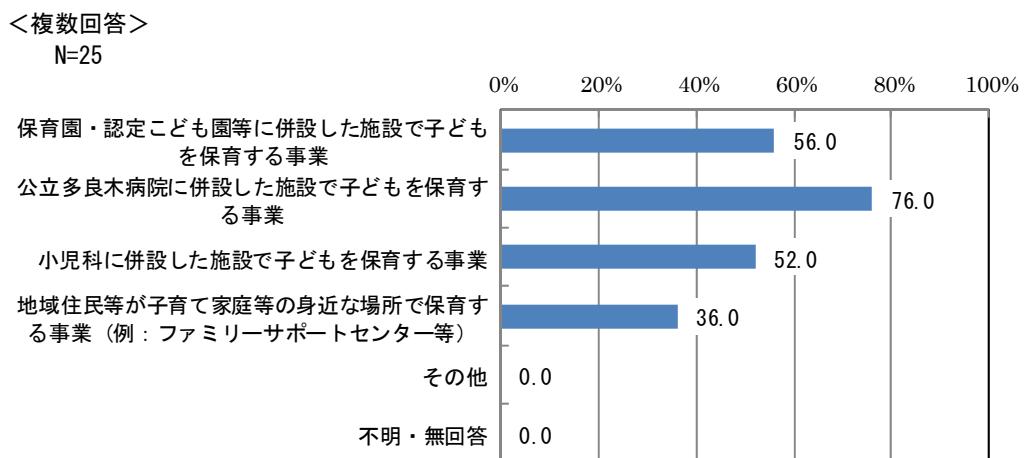
### 病児・病後児保育施設等の利用希望（小学校児童）



### 病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（小学校児童）



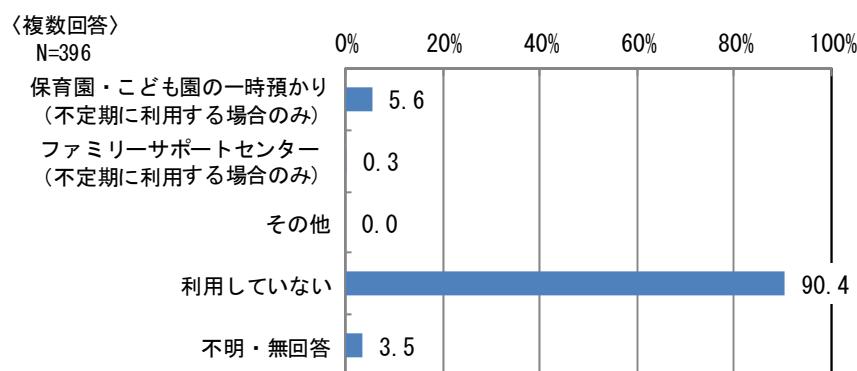
### 病児・病後児保育施設等の設置場所の希望（小学校児童）



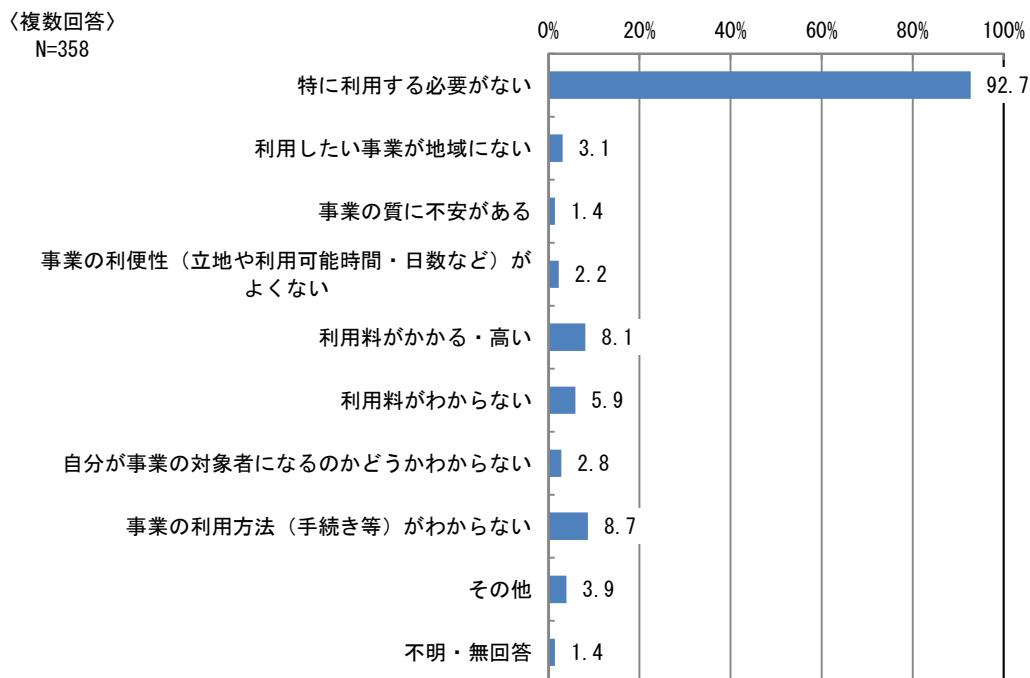
## 第8節 一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、日中不定期に利用している事業については、『就学前児童』、『小学校児童』とともに、「利用していない」が約9割。利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が9割を超えています。一方、利用の希望についてみてみると、「利用したい」と回答した人が、『就学前児童』では13.9%、『小学校児童』では9.5%となっています。

一時預かりの利用状況（就学前児童）

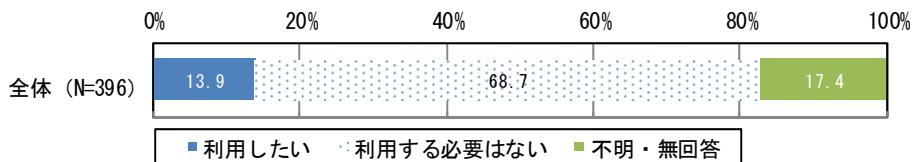


一時預かりを「利用していない」理由（就学前児童）



## 一時預かりの利用希望（就学前児童）

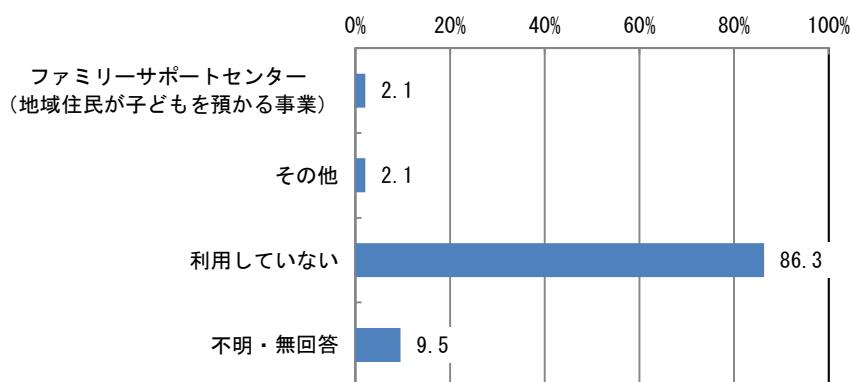
〈単数回答〉



## 一時預かりの利用状況（小学校児童）

〈複数回答〉

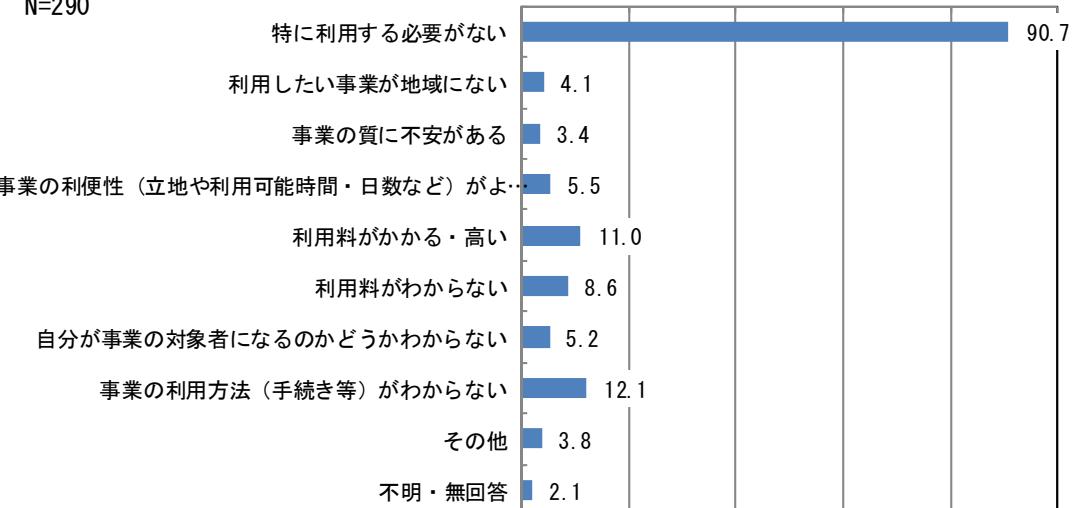
N=336



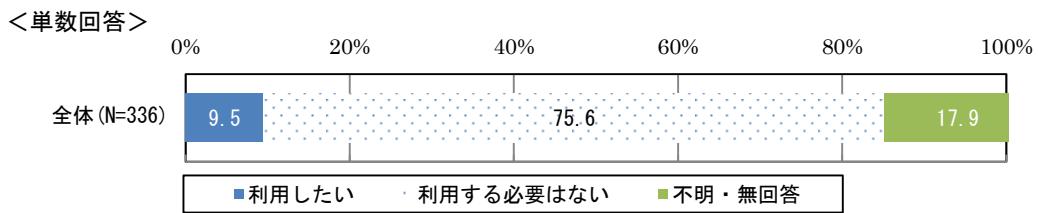
## 一時預かりを「利用していない」理由（小学校児童）

〈複数回答〉

N=290

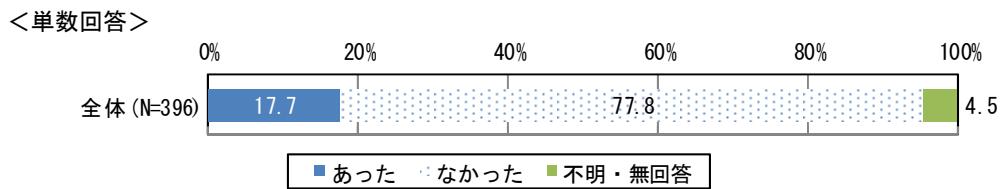


### 一時預かりの利用希望（小学校児童）

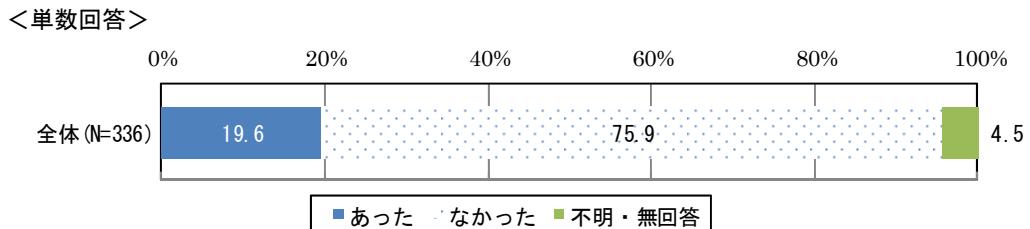


また、保護者の冠婚葬祭や病気等のため泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことも、「なかった」と回答した人がともに約8割となっています。

### 宿泊を伴う預かり利用状況（就学前児童）



### 宿泊を伴う預かり利用状況（小学校児童）



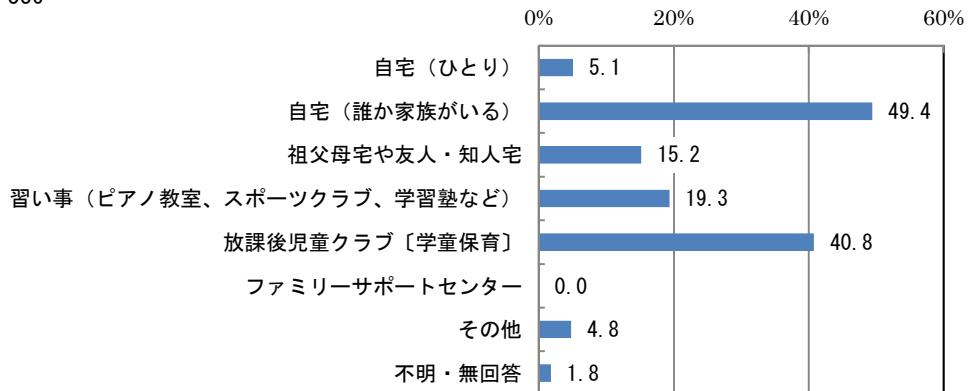
## 第9節 放課後の過ごし方

低学年時の放課後の過ごし方については、『小学校児童』では、「自宅」が 54.5%、「放課後児童クラブ」が 40.8%となっています。一方、高学年時の放課後の過ごし方の希望については、「自宅」が 67.6%、「放課後児童クラブ」が 25.9%、「習い事」は 29.8%となっています。

### 低学年時の放課後の過ごし方の希望（小学校児童）

<複数回答>

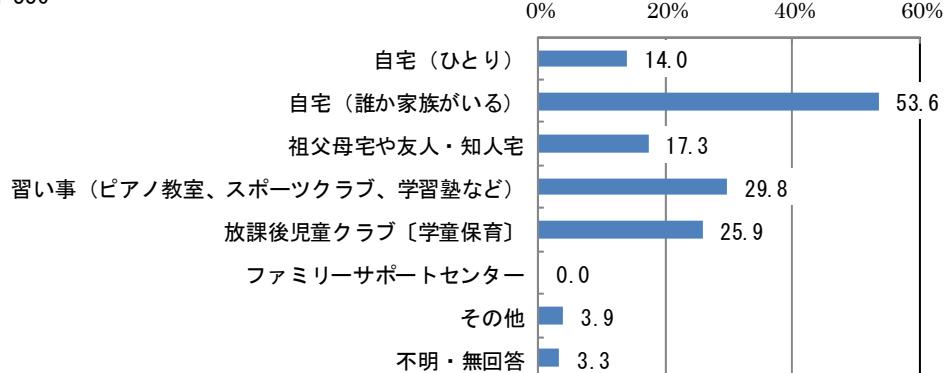
N=336



### 高学年時の放課後の過ごし方の希望（小学校児童）

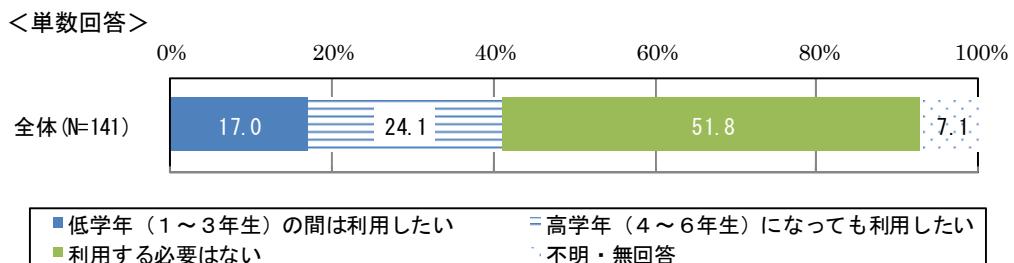
<複数回答>

N=336

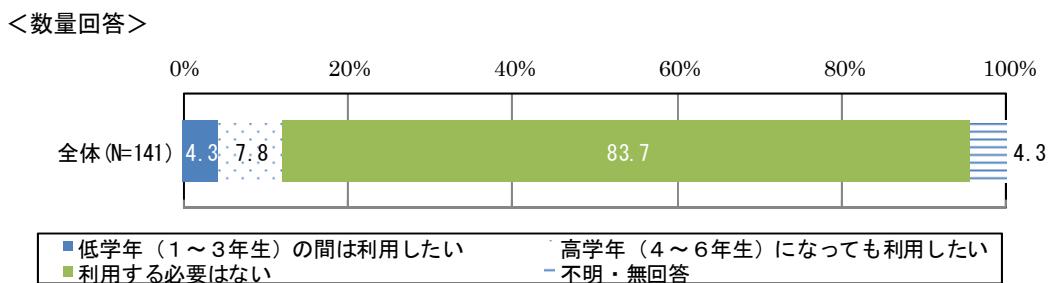


また、土曜日や日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用については、土曜日は 51.8% が、日曜日・祝日は 83.7% が「利用する必要はない」と回答しています。夏休みや冬休みなどの長期休暇中については、「利用する必要はない」の割合が 9.9% となっています。

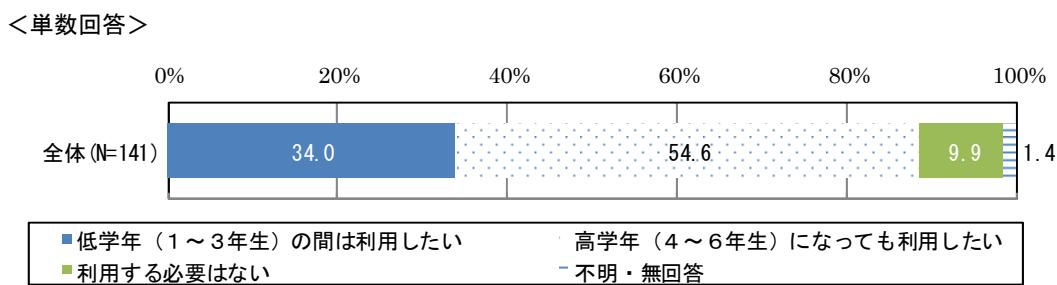
### 土曜日の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



### 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



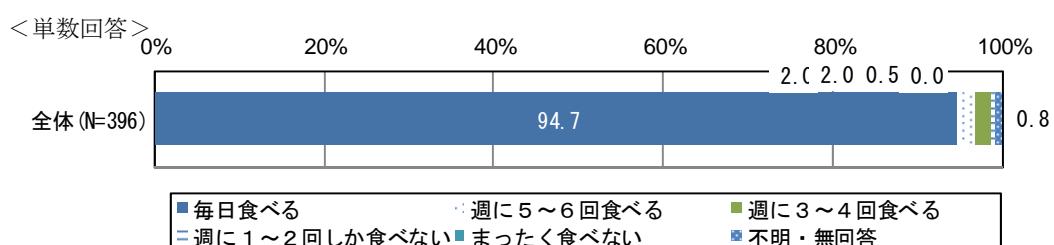
### 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



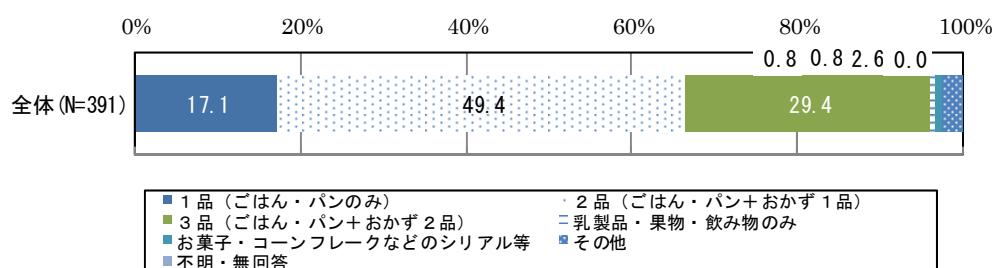
## 第10節 生活習慣

子どもの朝食の取り方については、「毎日食べる」の割合が『就学前児童』、『小学校児童』ともに約9割となっています。朝食の内容は、「2品（ごはん・パン+おかず1品）」が約5割で、最も高い割合になっています。なお、子どもは1日1回、家族と一緒に食事をしていると回答した人は、ともに約9割となっています。

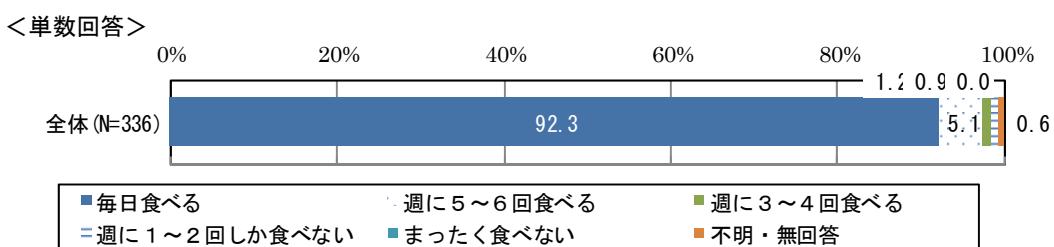
### 子どもの朝食の取り方（就学前児童）



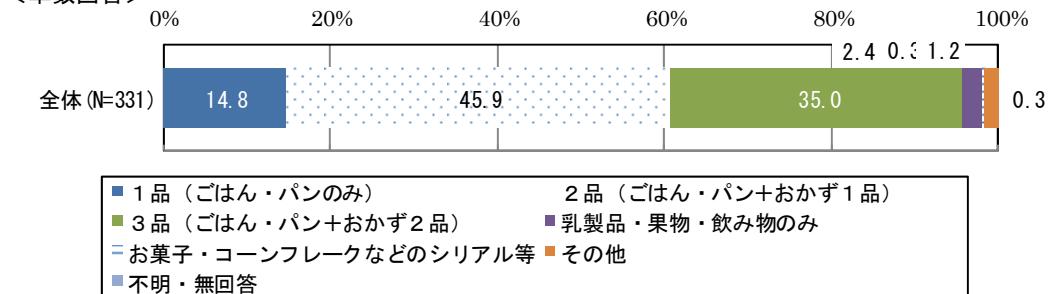
### <単数回答>



### 子どもの朝食の取り方（小学校児童）

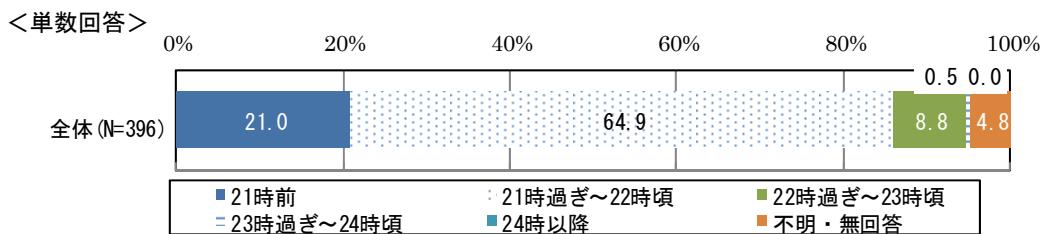


### <単数回答>

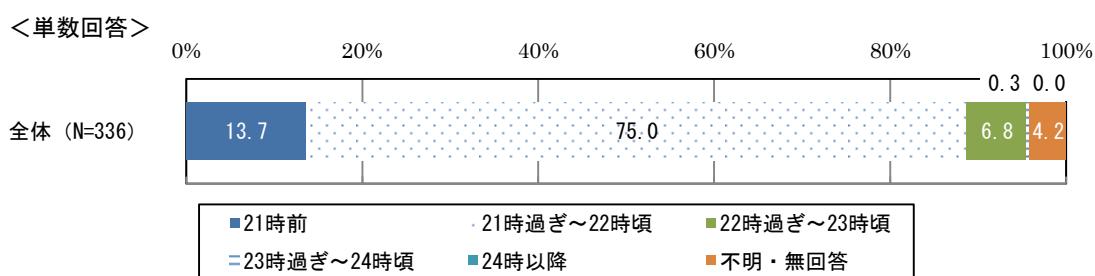


子どもの就寝時間については、「21時前」の割合が『就学前児童』で21.0%、『小学校児童』で13.7%、「21時過ぎ～22時頃」はそれぞれ64.9%と75.0%となっています。

#### 子どもの就寝時間（就学前児童）

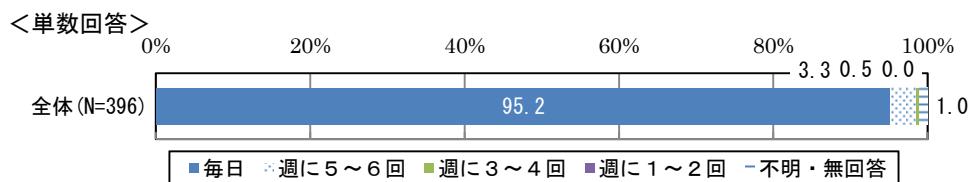


#### 子どもの就寝時間（小学校児童）

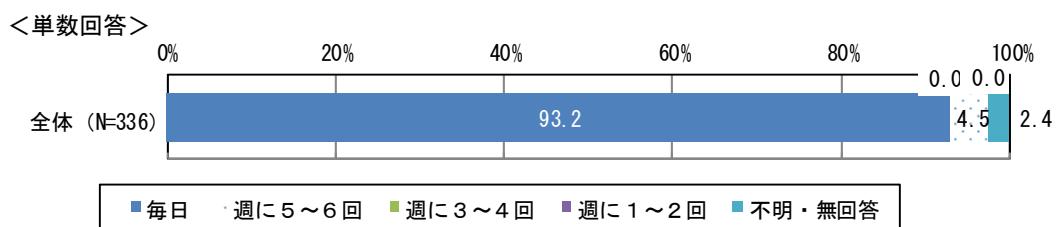


お風呂の回数については、ともに約9割が「毎日」と回答しています。

#### お風呂の回数（就学前児童）



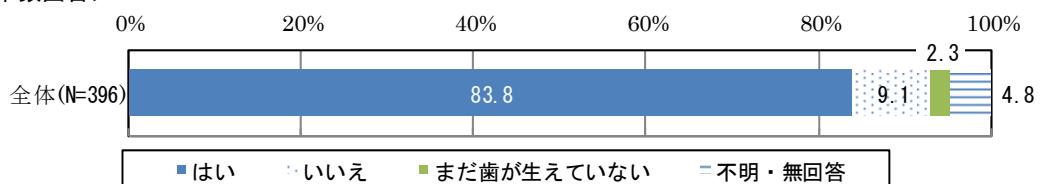
#### お風呂の回数（小学校児童）



食後の歯磨きの習慣づけについては、『就学前児童』で「はい」もしくは「まだ歯が生えていない」の割合が合計で 86.1%、『小学校児童』は 84.5%となっています。歯の健康のために、『就学前児童』では「毎日、仕上げ磨きをする」が 76.8%、『小学校でフッ化物洗口をしている』の 61.9%が、それぞれ最も高い割合になっています。

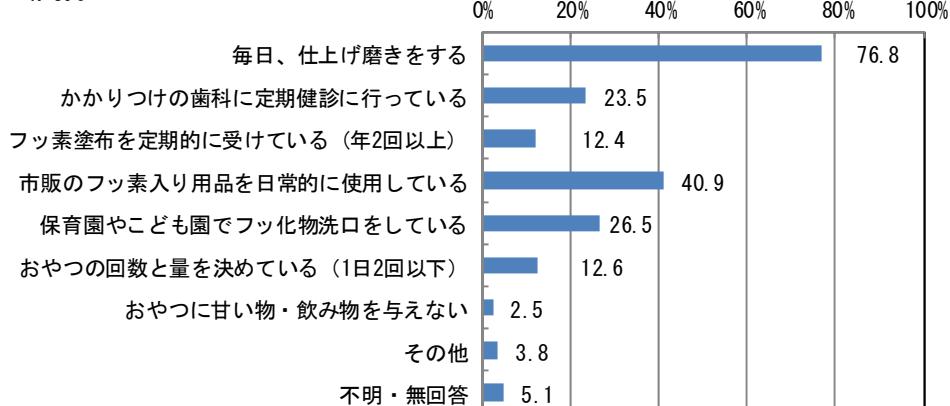
### 食後の歯磨きの習慣づけ・歯の健康のために行っていること（就学前児童）

<単数回答>



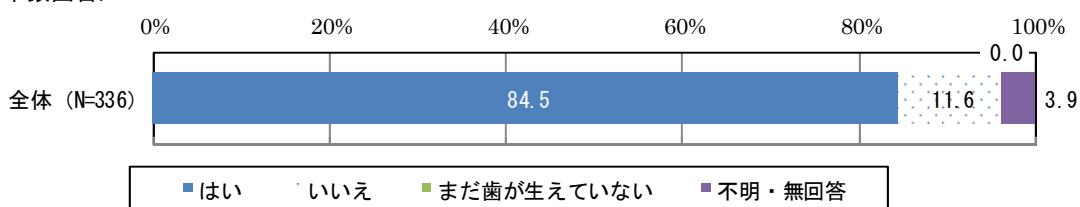
<複数回答>

N=396



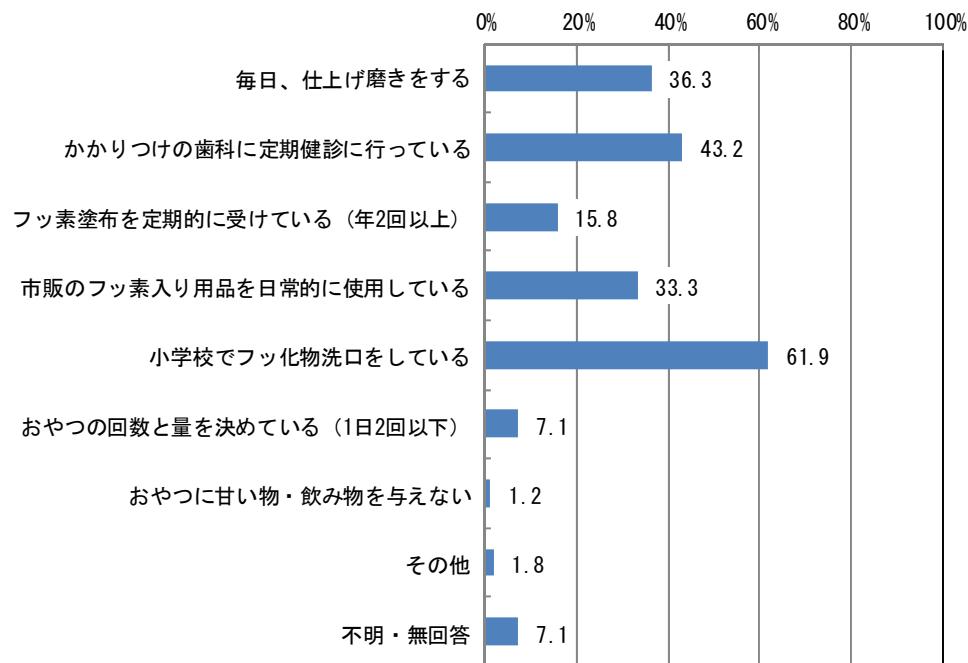
### 食後の歯磨きの習慣づけ・歯の健康のために行っていること（小学校児童）

<単数回答>



<複数回答>

N=336

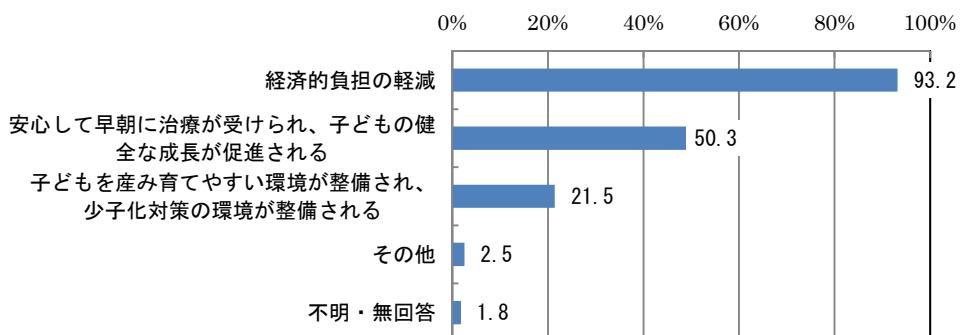


子ども医療助成については、『就学前児童』で「経済的負担の軽減」が 93.2% 『小学校児童』では、88.4% となってています。「安心して早期に治療が受けられ、子どもの健全な成長が促進される」がともに約 50.0% となっています。

#### 子ども医療費助成事業で役に立っていること（修学前児童）

<複数回答>

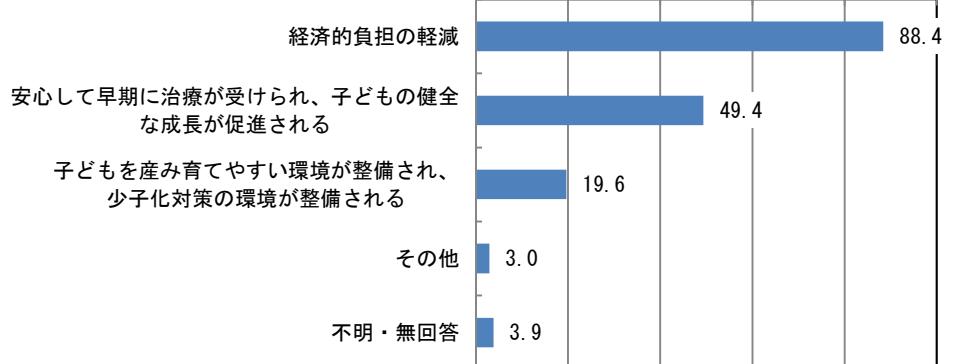
N=396



**子ども医療費助成で役に立っていること（小学校児童）**

<複数回答>

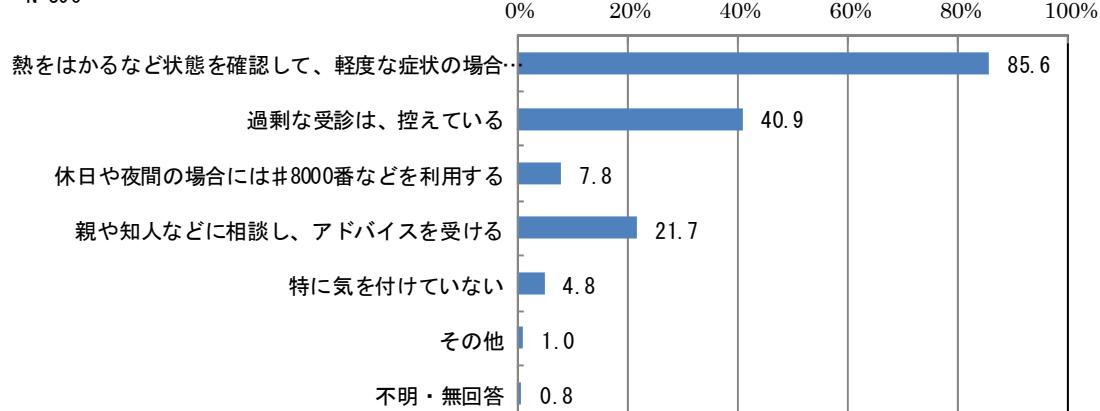
N=336



**受診にあたり気を付けていること（修学前児童）**

<複数回答>

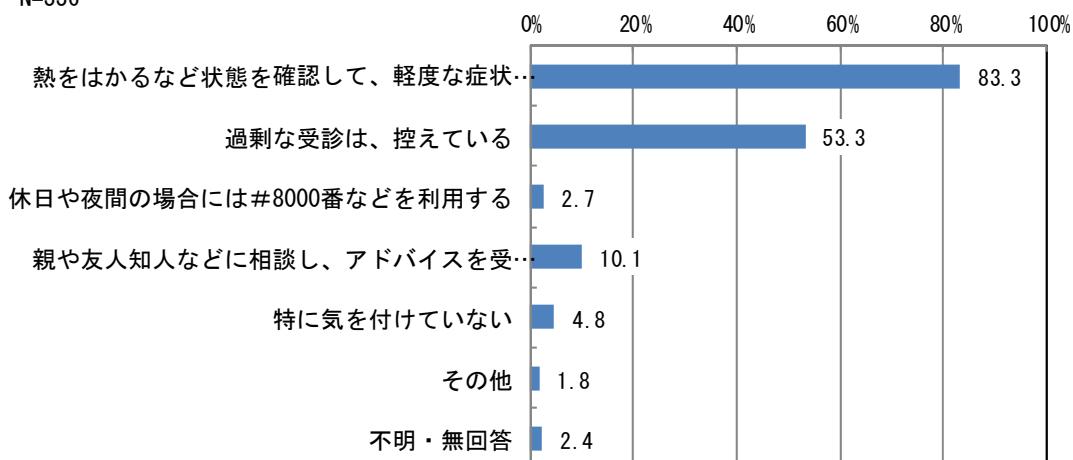
N=396



**受診にあたり気を付けていること（小学校児童）**

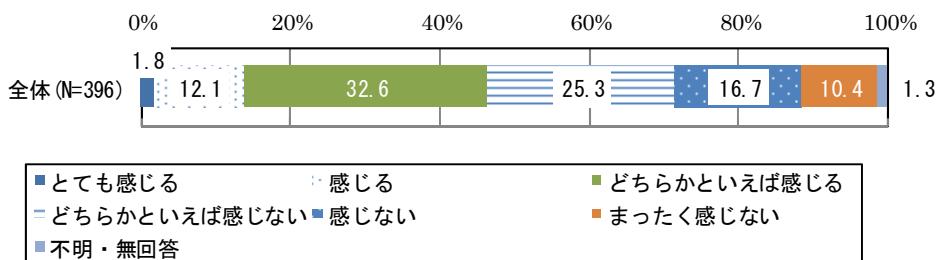
<複数回答>

N=336



### 子育てに関する不安感やストレスの有無（就学前児童）

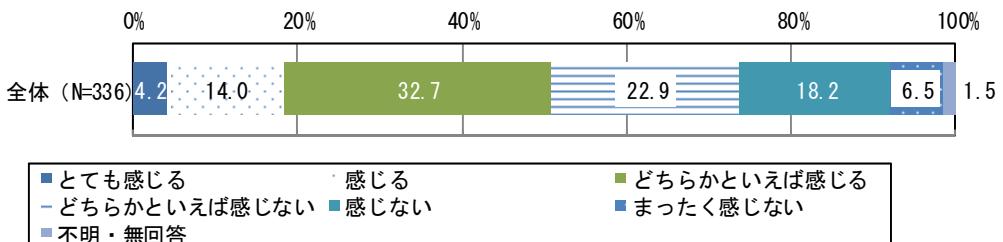
＜単数回答＞



「とても感じる」「感じる」「どちらかといえば感じる」を合わせると 46.5%で子育てのことでストレスを感じている人の割合が4割を超えていました。

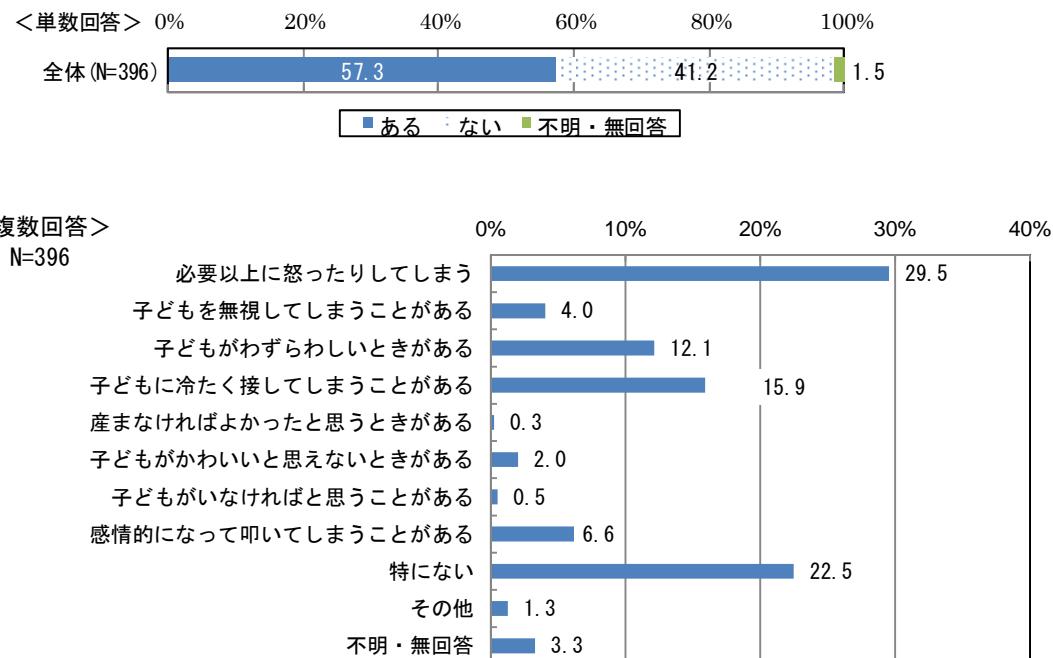
### 子育てに関する不安感やストレスの有無（小学校児童）

＜単数回答＞

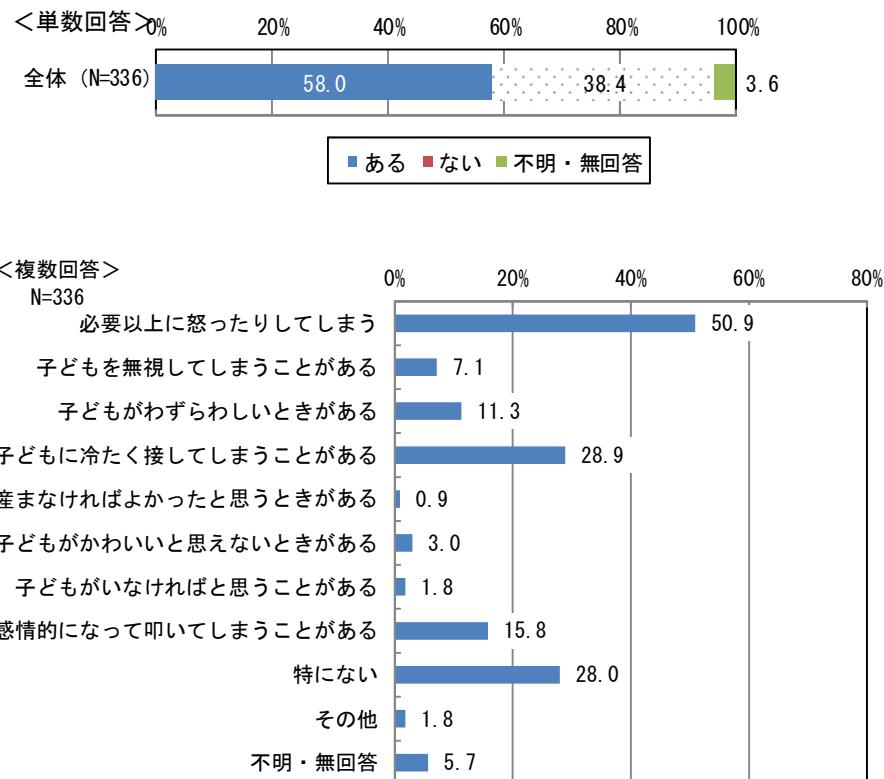


「育児に自信をもてないことがありますか」については、ともに約6割が「ある」と回答しています。子どもに対する言動という点では、「必要以上に怒ったりしてしまう」が『就学前児童』で 29.5%、『小学校児童』で 50.9%、「子どもに冷たく接してしまうことがある」が『就学前児童』で 15.9%、『小学校児童』で 28.9%、「感情的になって叩いてしまうことがある」が『就学前児童』で 6.6%、『小学校児童』で 15.8%となっています。

### 育児に自信がもてないことの有無、子どもについてやってしまうこと（就学前児童）



### 育児に自信がもてないことの有無、子どもについてやってしまうこと（小学校児童）

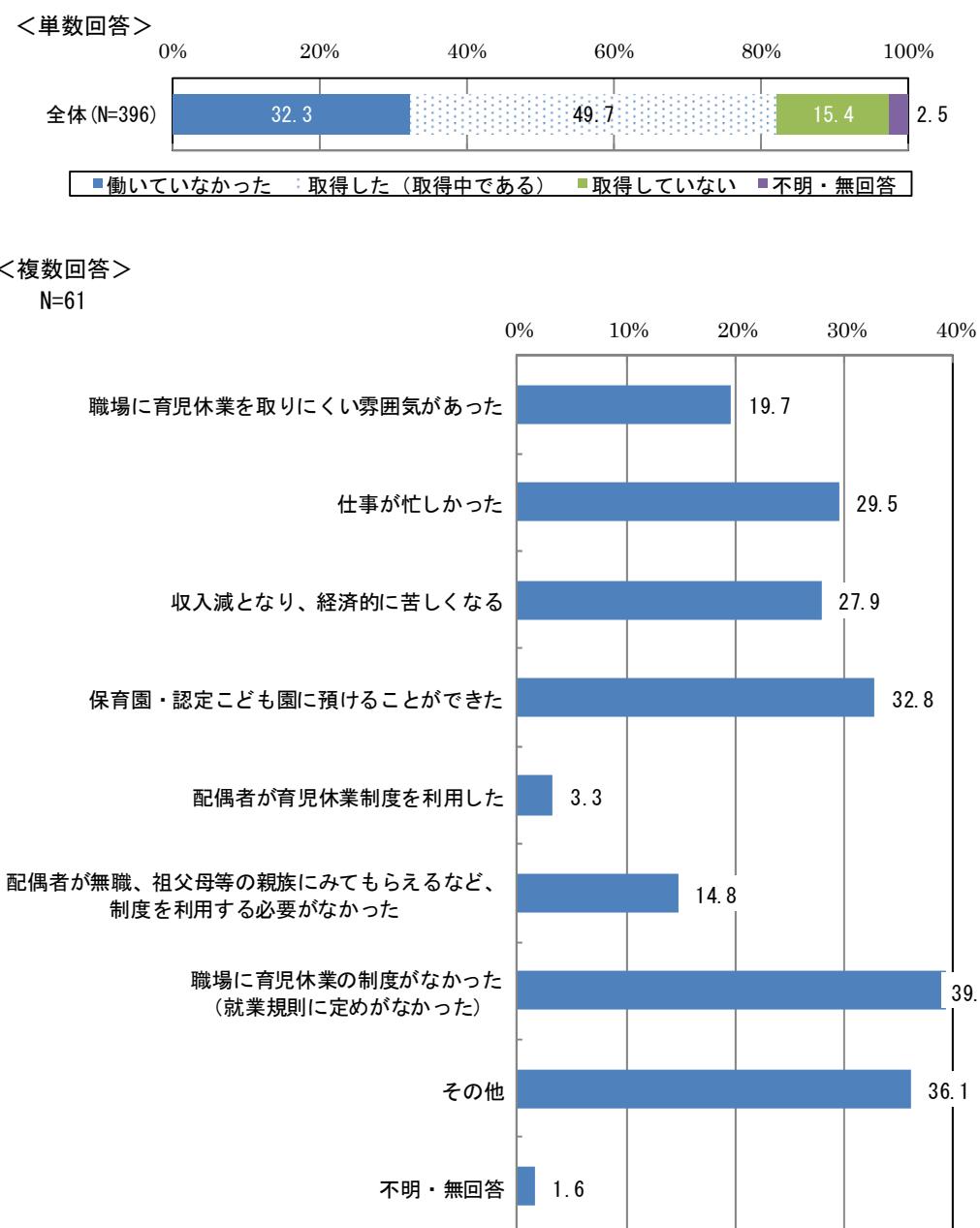


## 第11節 子育てと仕事の両立支援制度

父親の育児休業の取得については、『就学前児童』、『小学校児童』とともに約8割が「取得していない」と回答しています。その理由は、「配偶者が育児休業制度を利用した」や「収入減となり、経済的に苦しくなる」の回答が約3割で上位となっています。

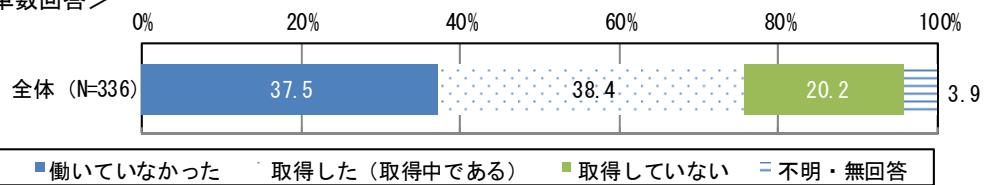
一方、母親については、ともに1割以上が「取得していない」と回答しており、その理由として、「その他」や「職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「保育園・認定こども園に預けることができた」が上位となっています。

育児休業の取得状況と取得できない理由：母親（就学前児童）



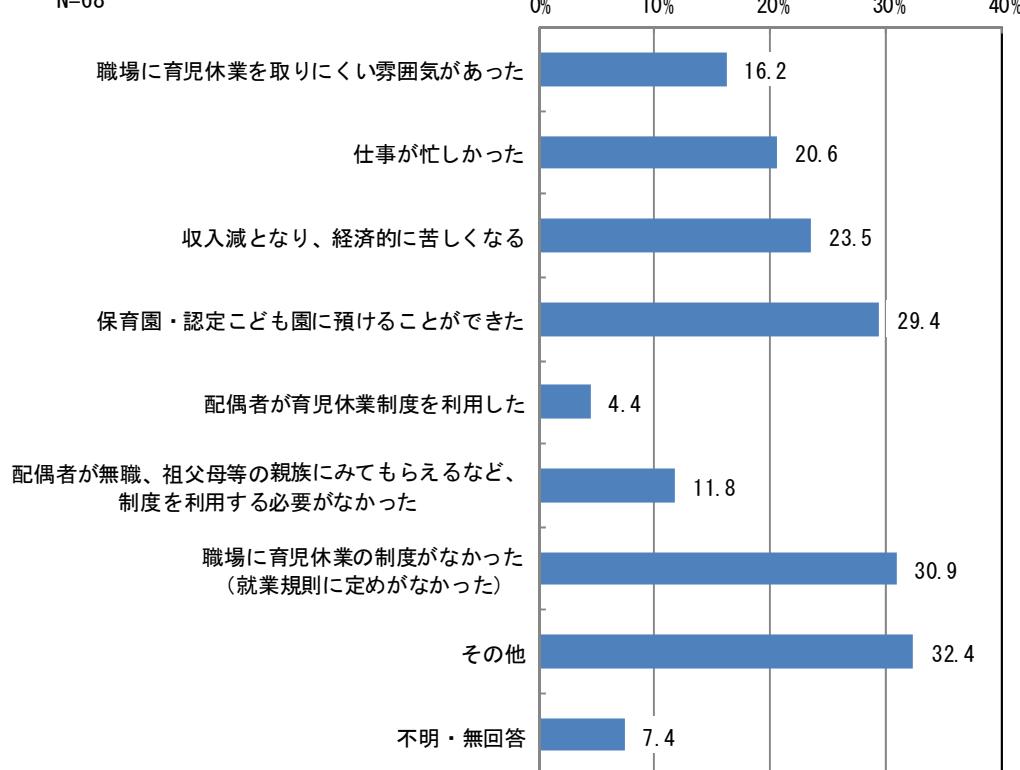
## 育児休業の取得状況と取得できない理由：母親（小学校児童）

### <単数回答>



### <複数回答>

N=68



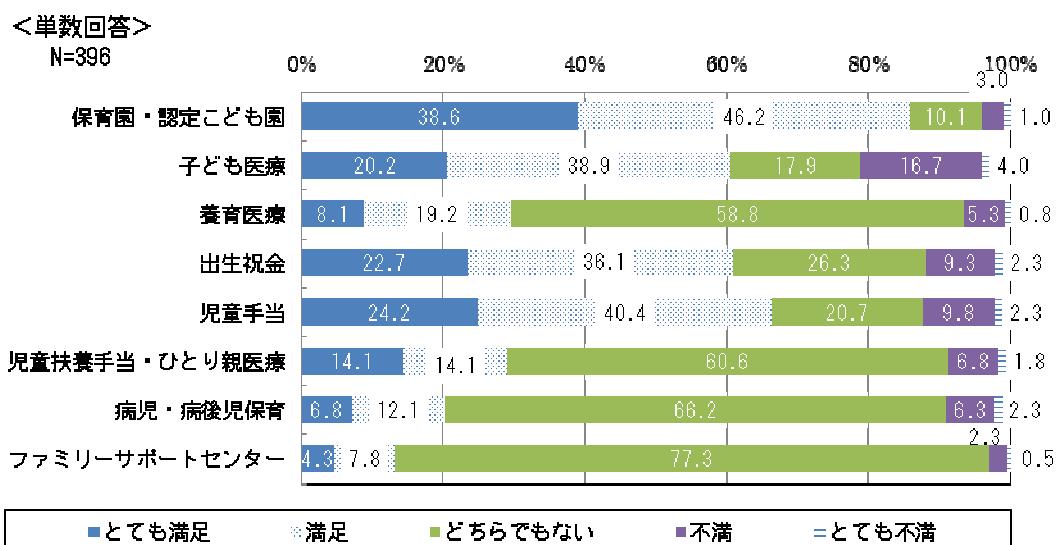
## 第12節 事業等の利用状況、要望、意見

事業等の利用状況、要望、意見について（修学前児童）

事業名 <単数回答>	A これまでに利用したことがある N=396				B 今後利用したい N=396				C もっと充実してほしい N=396			
	はい		いいえ		はい		いいえ		はい		いいえ	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
両親学校（母子手帳交付）	332	83.8	41	10.4	159	40.2	114	28.8	102	25.8	164	41.4
乳幼児の発達についての相談	165	41.7	193	48.7	153	38.6	125	31.6	124	31.3	141	35.6
育児相談	146	36.9	207	52.3	165	41.7	124	31.3	122	30.8	144	36.4
保健師等の家庭訪問	308	77.8	65	16.4	127	32.1	155	39.1	87	22.0	177	44.7
教育委員会の等の就学相談	62	15.7	285	72.0	132	33.3	165	41.7	103	26.0	159	40.2
子と親の健康づくり（親子料理教室）	76	19.2	268	67.7	165	41.7	135	34.1	120	30.3	144	36.4
子育てサークル（保育園・こども園）	163	41.2	191	48.2	147	37.1	144	36.4	122	30.8	145	36.6
せきれい館（図書コーナー、プレイルーム等）	145	36.6	207	52.3	202	51.0	93	23.5	150	37.9	122	30.8
ファミリーサポートセンター（子育てサロン、預かり、送迎等）	49	12.4	295	74.5	112	28.3	185	46.7	115	29.0	157	39.6
母子保健推進員への相談	49	12.4	293	74.0	93	23.5	205	51.8	85	21.5	178	44.9
民生委員・児童委員への相談	17	4.3	329	83.1	61	15.4	233	58.8	69	17.4	192	48.5
あさぎり町子育て支援情報誌	60	15.2	284	71.7	136	34.3	165	41.7	110	27.8	156	39.4

※網掛けの部分は利用状況、意見が多いものになります

事業の満足度について（就学前児童）

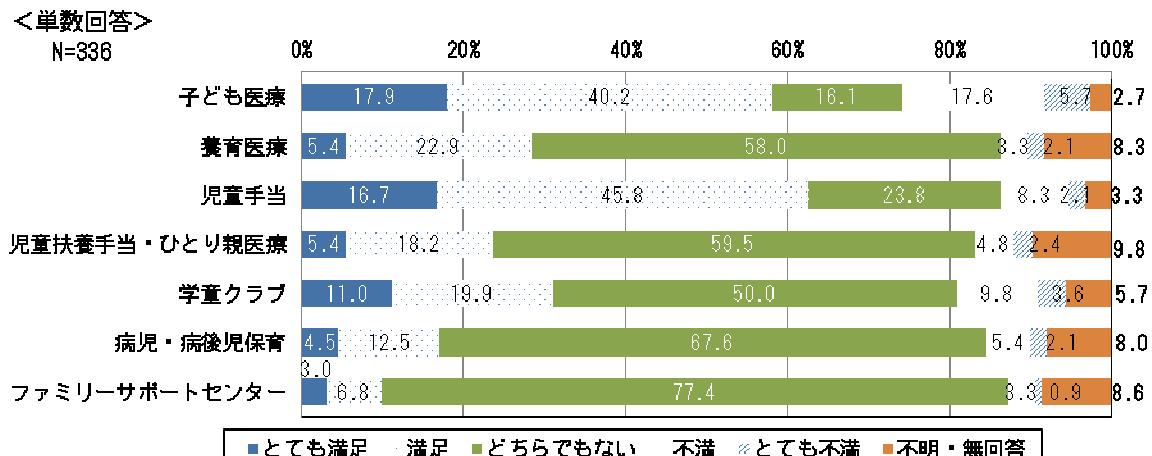


事業等の利用状況、要望、意見について（小学校児童）

事業名	A これまでに利用 したことがある N=336				B 今後利用したい N=336				C もっと充実してほしい N=336			
	はい		いいえ		はい		いいえ		はい		いいえ	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
児童の発達についての相談	127	37.8	173	51.5	111	33.0	140	41.7	145	43.2	97	28.9
子と親の健康づくり（親子料理教室）	74	22.0	225	67.0	135	40.2	131	39.0	113	33.6	127	37.8
教育委員会等就学相談	53	15.8	237	70.5	69	20.5	185	55.1	103	30.7	138	41.1
保健師等の家庭訪問	122	36.3	175	52.1	47	14.0	209	62.2	78	23.2	165	49.1
せきれい館（図書コーナー、プレイルーム等）	167	49.7	135	40.2	174	51.8	85	25.3	152	45.2	97	28.9
生涯学習センター図書館	80	23.8	212	63.1	160	47.6	103	30.7	142	42.3	106	31.5
親の学びプログラム	78	23.2	216	64.3	96	28.6	161	47.9	112	33.3	131	39.0
ファミリーサポートセンター	14	4.2	275	81.8	64	19.0	200	59.5	96	28.6	145	43.2
民生委員・児童委員への相談	17	5.1	275	81.8	47	14.0	211	62.8	80	23.8	161	47.9
あさぎり町子育て支援情報誌	37	11.0	252	75.0	100	29.8	161	47.9	114	33.9	131	39.0

※網掛けの部分は利用状況、意見が多いものになります

事業の満足度について（小学校児童）



## **第4章 計画の基本的な考え方**

## 第1節 基本理念

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。

私たちは、この子どもたちを地域全体で温かく見守り、必要な支援を行い、育んでいかなければなりません。子ども自身が、様々な経験を通して生きる力を学び、身に付けながら、成長していくことも大切です。さらに、一人ひとりの子どもの生活環境の違いや個性の違い、様々な能力の違いなどを認め合い、それぞれの育ちを応援することも大切です。

子どもたちを取り巻く環境は、急激な社会情勢の変化を背景に大きく変化してきています。子どもたちが生活の変化に柔軟に対応し、心身ともに健やかに育つためには、あさぎり町が子どもたちにとって最善の環境となるよう、家庭や地域、学校、企業、そして行政等の関係機関団体が連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

子どもたちは家庭での子育てだけではなく、地域の人々との関わりあいの中で成長していきます。そして、子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域のみんなで応援し、子育てを行っている家庭を地域全体で支えていくことが、希薄化しつつある地域のつながりを深めていくことにもなります。

未来を創る子どもたちが安心していきいきと健やかに成長し、子どもを安心して産み育てられ、あさぎり町で子育てをしたいと思えるようなまちになるように、「(新)子育てゆめぷらん」<あさぎり町子ども・子育て支援事業計画(第2期)・次世代育成支援行動計画(後期)・子どもの貧困対策計画(第1期)>の基本理念を以下のように掲げます。

あさぎり町に暮らすすべての子どもたちが、いきいきと健やかに育つために、親や家族が安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。

あさぎり町に暮らす一人ひとりが、子どもたちの健やかな成長に関心をもち、子どもや子育てをしている家庭を応援していく体制づくりを推進します。

かけがえのない子どもたちを家庭と地域で育むことを基本とし、子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域みんなで応援し、子どもを育てている家庭を地域全体で支えていくまちづくりをめざします。



**家庭と地域で育むあさぎりっ子**

## 第2節 あさぎり町のめざす姿

「(新)子育てゆめぷらん」でのあさぎり町のめざす姿は、以下のとおりです。

### すべての子どもたちが いきいきと健やかに育つ

すべての子どもたちが、いきいきと健やかに成長し、次代の親として育むために、子どもたちに様々な体験活動の機会を提供します。

### すべての親や家族が安心して楽しく子育てできる

すべての親や家族が、子育ての過程において不安を抱かないよう適切な支援を行い、子育ての喜びを感じながら、楽しく子育てできるようにします。

### 地域のみんなが 子どもたちを見守り育てる

地域で生活する一人ひとりが、子どもたちに关心をもち、見守り育てるための支援と体制づくりを行っていきます。

## 第3節 めざす姿実現のための基礎となる取り組み

あさぎり町のめざす姿の実現に向けて、最も重要で取り組みの基礎となる「家庭」と「地域」の役割を明確にすることが必要であり、「家庭と地域の子育て力を向上させる」ための「基礎となる取り組み」として2つの取り組みを推進していきます。

### 取り組み① … 子どもとのふれあいを大事にする家庭づくり

### 取り組み② … 子どもの育ちと子育てを応援する地域づくり

本計画は、基本理念に『家庭と地域で育むあさぎりっ子』を掲げています。

この基本理念に沿って各種施策を具現化していくために「親や家族」「地域の人」「関係機関や行政」が、役割を分担し連携しながら取り組んでいきます。

すべての子どもがかけがえのない存在であるという認識で、地域の一人ひとりや関係機関が、自分たちが担える役割は何かを考え、できることに積極的に取り組みます。

## 取り組み①：子どもとのふれあいを大事にする家庭づくり

家庭は、子どもが将来自立した大人となるための大きな役割を担っています。親が真剣に子どもと向き合い、ふれあいながら、家庭の中で子どもを育てていくことが大切です。

家庭での食習慣や生活習慣は、子どもの健やかな成長に大変重要で、子どもたちが大人になった時の生活へつながっていきます。親や家族が自分自身の生活習慣を含めたところで、子どもの規則正しい生活習慣を整えていけるような支援も必要です。

毎日の食事は、家族の健康・生活リズム・ふれあいの面から重要であり、本計画では「食育」を通して、子どもが大人になった時に、我が家の食事が「家庭の味」として思い出に残るような、食育を中心とした家庭づくりの各取り組みを継続して推進します。

親や家族が実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 1日3食、家族そろって楽しく食事ができる</li><li>● 子ども・家族が、規則正しい生活習慣をおくる</li><li>● 小さい時から食事を一緒に作り、食べ物の大切さを教える</li><li>● 家庭の中で、挨拶などの基本的な習慣を身に付けさせる</li><li>● 普段から親が子どもとよく話し、悩みを聞いたり、遊んだりする</li><li>● 家族みんなが子育てや家事などに協力し、子どもにもお手伝いを通して責任や家庭での役割をもたせる</li></ul>
地域の人たちが実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 普段から子どもや家族に、笑顔で挨拶や声かけをする</li><li>● 隣近所のつきあいや交流を大切にし、お互い必要な時に助け合ったりできるような関係を普段から作っておく</li><li>● 子どもや親に、郷土料理や慣習・行事などを、伝えていく機会を創る</li></ul>
関係機関や行政が実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 行政、保育園、認定こども園、学校等の子どもに関わる機関が食育に対する取り組みの連携を強化していく</li><li>● 親子のふれあいを目的とした親子料理や読み聞かせ等の事業を実施する</li><li>● 家庭教育の大切さや家庭の役割・責任等について、親が学ぶ機会を提供する</li><li>● 子どもや家族の悩み等を解決できる相談しやすい体制を作る</li></ul>

## 取り組み②：子どもの育ちと子育てを応援する地域づくり

子どもたちは家庭での子育てだけではなく、地域の人たちとの関わりあいの中で成長していきます。地域が一体となって、子どもの育ちと子育てを応援していくためには、地域の人たちの理解とふれあいの中で、子どもたちが町の宝として大切に育てられることが大切です。

そのためには、家族や地域の人たちが、家庭を基本において地域ぐるみで子育てしていくことの必要性を知り、子どもの育ちや親の子育てを応援する気持ちをもち、行動することが大切です。地域の人や関係機関による、子どもや家族との交流・子ども同士の仲間づくりなど異世代間の交流をできることから取り組みます。いつでもお互いに声をかけられるような地域のつながりも深めながら、子どもたちを地域みんなで育てるための各取り組みを推進します。

親や家族が実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 日頃から隣近所や地区の人たちと仲良くする</li><li>● 子どもと一緒に地域の行事に積極的に参加する</li></ul>
地域の人たちが実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもは地域で見守り育てるという意識をもつ</li><li>● 住民一人ひとりが、自分ができる部分や時間で子どもに関わろうと思う</li><li>● 子育ての経験や自分の知識等を活かし、ボランティアや子育て活動等に参加する</li><li>● 普段から子どもたちに笑顔で声かけ・見守り・挨拶をする（安全対策も含めて）</li><li>● 子どもや家族の状況をみて、支援や援助が必要だと感じる時は、役場や関係機関に知らせ相談する（虐待の疑いも含めて）</li><li>● 子ども会行事や地域の活動・子育て講演会等に、住民が積極的に参加・協力する</li></ul>
関係機関や行政が実行していくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子どもを地域で守り育てるという意識を高める活動を強化する</li><li>● 地域の人も参加できる行事や子育て講演会等を実施する</li><li>● 地域の人の得意分野（伝承遊び等）や経験を、子どもたちに伝える機会を充実させる</li><li>● 子育て支援を担う人材や組織の育成や支援を行う</li><li>● 各子ども会の連携強化・指導者の育成講習会を開催する</li><li>● 子どもに関わる機関の連携を強化する（ささえ愛福祉ネットワーク連絡会）</li></ul>

## 第4節 取り組みの柱

「めざす姿」の実現に向け、以下の6つの施策を「取り組みの柱」として掲げます。

### 取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援

人口構成の大きな変化や子どもたちの遊び方の変化などにより、地域でのつながりが希薄化しています。子育ては親や家族だけではなく、地域に暮らす一人ひとりが子どもたちを見守り、子どもたちにとって最善の子育て環境を作っていくという意識を高めることが大切です。

子どもを産み育てている若い世代は、仕事や子育てで地域における活動への参加が少なくなっています。また、子育てを終えた人々、高齢者の方々も自分の家族以外の子どもたちと交流を持てるような活動への参加の機会はあまり多くありません。

一方、ゲームやインターネットなど家の中で、個人で楽しむ遊びが多くなっており、地域の方々とふれ合う機会がますます少なくなっています。このため、地域住民や関係機関等が連携し、地域の交流促進や地域住民の子育て支援意識の高揚、支援活動の促進を図り、子育てを応援する地域づくりを進めます。

### 取り組みの柱②：健康づくりの推進

本町に生まれた子どもが、心身ともにいきいきと健やかに育つことは、地域に暮らすみんなの願いであり、「健康」はより良い生活を送るための大切な基盤です。子どもの頃に身に付けた生活習慣や自身を大事にする気持ちなどが、その後の人生を心身共に健康に過ごせるか否かにつながります。そこで、食育を中心に親が積極的に子どもの健康維持に取り組めるような支援を行うとともに、妊産婦や子どもが安心して過ごせる医療の確保に努めます。

### 取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり

社会環境の変化などにより、子どもの学び育つ環境は大きく変化しています。子どもたちの生きる力を育むためには、地域や学校だけでなく、家庭の力が最も重要です。

しかし、核家族やひとり親家庭が増え、しつけや教育に対して自信が持てなくなることも多くなっているようです。また、親としての自覚や責任が持てないままに親となる傾向がみられ、子育てしながら親として育っていく「親育て」の支援も必要です。同時に、思春期からの親となるための教育も必要です。

#### **取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり**

地域で安心して子育てができ、子どもがのびのびと成長していくためには生活環境の整備が重要です。

地域住民との協働による子どもの交通安全、犯罪の被害者とならないための防犯対策の充実、交通安全指導、通学路の安全整備の推進など環境整備に努めます。

#### **取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり**

生活形態、価値観の多様化や国が進める働き方改革などにより就労に対する意識も変化し、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を望む人が増えており、働く親にとって子育てと仕事の両立は大変重要な課題です。

父親の子育てへの参加促進や子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけるとともに、家庭や地域における取り組みを推進し、家族全体で協力して子育てに取り組んでいく意識を広げます。

#### **取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実**

子どもが笑顔にあふれ健やかに成長するためには、子育てを行う親や家族が子育ての喜びを実感し、安心していきいきと楽しく子育てできる環境が必要です。そのためには、様々な相談に対応するための支援体制整備と情報提供の充実が大切となります。

子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱え込んでいる親や家族に対して、不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。

## 第5節 取り組みの体系

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
①地域ぐるみの子育て応援	1 地域の子育て力の向上	○子どもを地域で守り育てる意識の啓発 ○子ども会活動の充実 ○地域の人材活用の充実
	2 地域の人材等による子育て応援	○主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実 ○母子保健推進員活動の充実 ○子育てサロン・子育てサークル活動の推進 ○ファミリーサポートセンター事業の推進 ○ボランティアセンターの活動充実
	3 遊び学べる場の確保・充実	○公民館・図書館などの公共施設の活用 ○公園活用の拡充 ○総合型地域スポーツクラブの充実
	4 子育て関連機関の連携強化	○児童に関する連絡会議の充実 ○庁内関係課の検討会
②健康づくりの推進	1 家族ぐるみでの生活習慣の見直し	○「みんなの食育5か条」の推進 ○「目指せ！親子で定期歯科受診 100%」の推進
	2 思春期の心と体の健康づくり	○健康を守るために正しい知識の啓発 ○思春期の悩みに応える体制づくり
	3 安心して子どもを産み育てる医療体制の確保	○医療体制の確保 ○適正な医療のかかり方の啓発
③成親環境と子づたのくめ豊かなかな	1 子どもの生きる力と家庭の子育て力の向上	○子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実 ○子育てを学ぶ機会の提供
	2 地域とともにある学校づくりの推進	○地域の人材（ゲストティーチャー）の活用 ○学校開放の推進
④安心づくりで子育て	1 交通安全確保の充実	○交通安全指導の推進 ○通学路の安全整備
	2 防犯対策の充実	○地域の防犯対策の充実 ○小・中学校における防犯対策の推進
	3 子育てしやすい生活環境の整備	○バリアフリー化の推進 ○子ども連れにやさしいトイレ等の整備 ○教育・保育施設の整備

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
⑤ ためと り環 ある子 く育 りの	1 保育サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園、認定こども園における子育て支援の推進</li> <li>○一時預かり事業の充実</li> <li>○病児・病後児保育事業の充実</li> <li>○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実</li> </ul>
	2 男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職場・家庭・地域における男女共同参画の推進</li> <li>○「仕事と家庭の調和」の推進</li> </ul>
	3 子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種手当、助成制度に関する情報提供</li> <li>○保育料等の軽減</li> <li>○子ども医療費助成制度の充実</li> </ul>
⑥ 提 供 の充 実 相 談 支 援 ・ 情 報	1 障がいや病気等がある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○早期発見、早期療育体制の整備</li> <li>○相談支援体制、交流活動の充実</li> <li>○障がい児保育の充実</li> <li>○就学相談、教育体制の充実</li> </ul>
	2 ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育て、生活支援の推進</li> <li>○就業促進のための支援</li> </ul>
	3 児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止、里親に関する啓発</li> <li>○乳児家庭全戸訪問事業等の充実</li> <li>○地域の人材等の活動の充実</li> <li>○相談支援体制の充実</li> <li>○あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会の活用</li> </ul>
	4 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談支援体制や援助の取組み</li> </ul>
	5 相談機関と人材・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子育て支援の充実</li> <li>○情報提供、啓発活動の充実</li> </ul>

## **第5章 取り組みの柱ごとの事業・活動**

## 第1節 取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援

すべての子育て家庭への支援を行うために、関係機関の連携を強化し、地域全体で子どもを見守り育てる意識づくり・体制づくりを進めます。

### 1 地域の子育て力の向上

地域住民が子育てへの関心・理解を高め、子育て経験者の知識や経験を活かせる子育て支援につなげていきます。

活動・事業名	担当課等
子どもを地域で守り育てる意識の啓発	生活福祉課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>「子ども・子育て支援事業計画（第2期）・次世代育成支援行動計画（後期）・子どもの貧困対策（第1期）」について、広報誌やホームページ等で啓発を行います</li><li>講演会活動等を通じ、子どもを地域で育てるという意識の啓発を行い、広報誌やホームページに掲載し情報提供に努めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
子ども会活動の充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>地域の再編や子ども会活動を通して地域のつながりも持てるよう支援します</li><li>地域の大人の参加を促進し、行事や活動の充実を図ります</li><li>子ども会が未組織の地域については、子ども会発足へ向けての支援を行います</li><li>「あさぎり町子ども会育成連絡協議会」を活用し、各単位子ども会の交流や情報交換等の連携強化・指導者育成のための研修会等を積極的に取り組みます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
地域の人材活用の充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>地域の技能者・各分野の経験者の協力を得ながら子育て支援に関わる学校を含む地域活動等のより一層の充実を図ります</li><li>学校運営協議会については、地域と学校の協働を促し、研修会等を通して先進的事例を学び、より一層の充実を図ります</li></ul>	

## 2 地域の人材等による子育て応援

子育て家庭を支える地域の人材育成や関係機関による子育て支援活動の充実を図り、また地域住民がさらに子育てに関わっていけるようなボランティア等の育成を推進します。

活動・事業名	担当課等
主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●家庭訪問等による子ども家庭に対する相談支援及び関係機関との連携強化を図ります</li><li>●民生委員・児童委員協議会で地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図ります</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
母子保健推進員活動の充実	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●母子保健推進員の資質の向上に努めながら、地域の中で若い親たちの頼りになる存在となるよう活動支援を行います</li><li>●家庭訪問等による児童虐待の早期発見を心がけ、育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します</li><li>●子育て不安等に関わる研修機会の充実により、支援の質の向上に努めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
子育てサロン・子育てサークル活動の推進	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●保育園や認定こども園、公共施設などの身近な施設を利用し地域ボランティアも参加した、乳幼児やその家族に対する定期的な子育てサロン・子育てサークル活動を推進します</li><li>●協力会員の育成とともに、保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流や情報交換を推進するために活動の場の提供に努めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
ファミリーサポートセンター事業の推進	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保護者の就労や緊急時等の一時的な預かり、送迎、家事、育児の援助を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を推進し、充実を図ります</li> <li>●協力会員等の教育や依頼会員の周知、随時募集に取り組みます</li> </ul>	

活動・事業名	担当課等
ボランティアセンターの活動充実	社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティア養成講座等を行い、子育て支援ボランティアの育成を図ります</li> <li>●ボランティアの登録・派遣など、利用しやすい体制を作ります</li> <li>●ボランティア協力校の活動については、各校ごとに自主的に取り組んでいくこととし、要請があれば関係機関と連携し、支援していきます。また、未就学児に対する連携についても検討していきます</li> </ul>	

### 3 遊び学べる場の確保・充実

子どもたちが、地域のなかで自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごせるよう、放課後や週末の居場所づくりを推進します。

活動・事業名	担当課等
公民館・図書館など公共施設の活用	教育課・健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●公民館等を利用した地域における遊び学べる場の開放を推進します</li><li>●ブックスタート事業（赤ちゃんと本を通して楽しい時間を分かち合うことを目的とした事業）や読み聞かせ事業等を通じ、図書館の利用促進を図ります</li><li>●伝承遊びなどを通して地域の方との交流行事などを推進します</li><li>●指導者の育成支援やボランティアグループのネットワークづくり等の課題について府内関係課や関係機関と連携して検討を進めます</li><li>●広報誌やホームページなどを活用し、図書館の利用促進を図ります</li><li>●生涯学習センター図書館においては、一般図書を中心に専門性のある図書の充実に努め、子育て世代の学習の場となるよう利用促進を図ります</li><li>●せきれい館図書館においては、児童図書を中心に図書の充実、親子・児童が集える企画を推進し、施設の利用促進を図ります</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
公園活用の拡充	建設課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●公園整備や遊具の点検を行い、安全面に最大限配慮しながら、利用促進を図ります</li><li>●遊具の老朽化が進んでいることから、点検結果により緊急性の高いものから順に修繕等を行います</li><li>●遊具設備拡充や公園整備は、維持管理を含め多大な経費を要することから、現状を維持しつつ、安全に利用できるよう適正な管理に努め、町民から親しまれる憩いの場の提供に努めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
総合型地域スポーツクラブの充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもから大人まで気軽に参加できるクラブ活動を開催し、健康で活気のある地域や人づくりを目指します</li><li>●住民ニーズに対応した新たな種目を取り入れるなどスポーツに触れ合う場の充実を図り、会員確保に努めます</li></ul>	

## 4 子育て関連機関の連携強化

地域における子育て支援の関係機関の連携を強化することにより、子育て支援方策の方向性の共有化、効果的・効率的なサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。

活動・事業名	担当課等
児童に関する連絡会議の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●地域全体で子どもたちの健全育成を図るため、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」の活動の充実を図り、各構成団体への情報提供と活動の浸透を進めます</li><li>●関係機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の活動の充実と、そこでの連携を深め、子育て支援を地域全体で取り組んでいきます</li><li>●町内児童生徒の情報交換のため、小・中学校と連絡会を実施していきます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
庁内関係課の検討会	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもの成長や年齢に応じた体系的支援プログラムの整備のため、方向性や取り組みについての意見交換を行い、関係各課が連携し効率のよい事業活動に努めます</li></ul>	

## 第2節 取り組みの柱②：健康づくりの推進

健康な子どもを産み育てるためには、家族ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。健康維持の基本となる良い生活習慣を身に付けるための支援を行うとともに、母子医療の確保・充実に取り組みます。

### 1 家族ぐるみでの生活習慣の見直し

健康づくりを推進するためには、子どもの頃から良い生活習慣を身に付けることが重要です。特に食生活は重要で、3度の食事をきちんと家族で楽しむことで、早寝早起きの睡眠リズムなど生活習慣が整うとともに、家族の絆を深めることにもつながります。また、生涯おいしく食事をするためには、丈夫な歯を保つことも必要です。そのような取り組みを通して、家族ぐるみで健康を意識した生活習慣が身に付くことを目指します。

活動・事業名	担当課等
「みんなの食育5か条」の推進	健康推進課・生活福祉課・教育課・農林振興課
活動・事業の内容	
<p>みんなの食育5か条（あさぎり健康21計画・食育推進計画より）</p> <p>① しっかり食べよう朝ごはん ② みそ汁をつくろう ③ すき嫌いをせずに何でも食べよう ④ 地元でとれたものを食べよう ⑤ 家族そろって楽しく食べよう</p> <ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児健康診査・両親学級・育児学級・家庭訪問等あらゆる機会を利用して、食の大 事さや子どもの成長に応じた栄養と食習慣について学ぶ場を提供します</li><li>●育児相談において、管理栄養士が栄養や食事の相談に応じます</li><li>●保育園・認定こども園においては、親や子どもに対して親子料理教室や農作物の栽培 等の食育に関する取り組みの充実を図ります。そのために管理栄養士による出前の講 座や食生活改善推進員による親子料理教室等への支援を行います</li><li>●小中学校においては、授業や給食を利用した食育を推進します</li><li>●JA青壮年部の指導により、米・野菜等の栽培を実施している各小学校での学童農園 事業を継続し充実を図ります</li><li>●地元でとれた生産物を地元で消費することに理解を深め、農産物を育て成長していく 過程を親子で学ぶ機会を確保し、学校給食での地元食材の消費推進など、各種取り組み の検討を進めます</li></ul>	

### 活動・事業の内容

- 食生活改善推進員をはじめとする地域の人材やグループとも協力し合い、学校の料理教室（郷土料理や農園の野菜料理）等、学校栄養士とも連携しながら、充実を図ります
- 「おどんが健康づくり大会」において、食生活改善推進員や学校、保育園・認定こども園との連携を図りながら、地域住民へ食育について啓発を行います
- 食生活改善推進員による子どもの料理教室や乳幼児健診でのおやつや食事の指導など、推進員の資質の向上とさらなる活動の充実を図ります
- 各種乳幼児健診の結果や保育園・認定こども園、小中学校での食育を関係機関と協議し、継続的かつ体系的な食育プログラムの整備について検討を進めます

活動・事業名	担当課等
「目指せ！親子で定期歯科受診 100%」の推進	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児健康診査・両親学級・育児学級等の機会を通じて、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、正しい歯の手入れの仕方の啓発と「かかりつけ歯科医」での定期健診を推進します</li> <li>● 保健に関する有意義な取り組みを図るため、町内の医師、歯科衛生士や薬剤師等と行政との「あさぎり町医療連携会議」を継続的に実施していきます</li> <li>● 家庭での歯科保健に関する意識に格差が大きいことから、地域全体の歯科保健の向上のため、保育園・認定こども園で実施する歯科教室に多くの親の参加を促し、学ぶ場を提供していきます</li> <li>● 保育園・認定こども園・学校におけるフッ化物洗口事業を継続し、むし歯罹患率を確認しながら、事業を評価していきます</li> <li>● 保育園・認定こども園・学校において、フッ化物洗口の実施と合わせて、子どもが自分で歯の管理ができるようになることを目指して、ブラッシング法や定期受診の重要性について学ぶ場を提供します</li> </ul>	

## 2 思春期の心と体の健康づくり

子どもの頃から良い生活習慣を身に付け、家族や友人など周囲の人と絆を深めることで、子どもの心と体が育つ環境が整います。一方で、思春期はせっかく身に付けた生活習慣が崩れやすい年代で、改めて生活習慣の見直しを図る必要があります。また、いろいろな誘惑も多い年代です。自立した大人となるために、自身や周囲の人を大切にすることを学び、思春期特有の心の揺れに対応する必要があります。

活動・事業名	担当課等
健康を守るための正しい知識の啓発	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●学校において、食生活や睡眠のリズムを整えることの重要性を学習し、自身の生活を振り返る機会を作ります</li><li>●学校において、性や性感染症について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます</li><li>●学校において、喫煙や薬物乱用、飲酒の影響について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます</li><li>●学校において、町内の保育園・認定こども園の協力を得て、乳幼児とのふれあいの機会を作り、命の大切さや親の愛情に触れる学習を実施します</li><li>●健康診査や健康教育などの機会を通して、生活リズムと心身の健康や脳の発達との関係について学ぶ機会を作ります</li><li>●テレビやゲームが生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会を作ります</li><li>●保護者の理解と協力を得ながら、携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の実態を把握し、安全な利用と併せて、情報モラルや倫理観が育まれるよう児童生徒への啓発を行います。</li><li>●健康診査や健康教育などの機会を通して、親・家族や子どもを取り巻く地域住民に対して、喫煙や薬物乱用、飲酒に関する正しい知識と子どもの健康を守るために理解を求める啓発を行います</li><li>●母子健康手帳交付において、喫煙・飲酒の妊婦や乳幼児への悪影響について正しい知識の普及・啓発を行います</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
思春期の悩みに応える体制づくり	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●臨床心理士によるカウンセリングを行い、気軽に相談できるよう相談日について地域住民に周知します</li><li>●より充実した子どもたちの心の健康を確保するため、中学校への心の教室相談員の継続的な配置に努めます</li><li>●中学校での心の健康づくり講話を行います</li></ul>	

### 3 安心して子どもを産み育てる医療体制の確保

安心して子どもを産み育てるためには、医療の確保は欠かせません。この地域にあって将来にわたって産科・小児医療を確保することは重要な課題です。また、医療を受けやすい環境を作るとともに、病気の時の適切な対応や、適正な受診や服薬も子どもの健康管理には重要であるとの啓発に努めます。

活動・事業名	担当課等
医療体制の確保	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 小児科の休日・夜間の医療体制について、広域的に医療機関と連携し充実に努めます</li><li>● 休日当番医については、各種新聞以外に町の広報誌・町ホームページで独自に周知します</li><li>● 産科医療の確保に、広域的に医療機関と連携して取り組みます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
適正な医療のかかり方の啓発	生活福祉課・健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 予防接種については、適切な時期により安全に接種できるようかかりつけ医による個別接種としますが、管外での広域接種事業や県外での接種に対応した償還払い制度など対象者が接種しやすい方法を検討します</li><li>● 接種医療機関や保護者に対して、予防接種による事故や過誤防止のために正しい知識の啓発に努めます</li><li>● 妊娠中の健康管理の充実のため、母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊婦健康診査の定期受診を勧めるために費用の助成を継続します</li><li>● 子どもの急な病気への対処法を健康診査や学級等で啓発するとともに、電話による医療相談（小児救急電話相談（#8000））の周知を図ります</li><li>● 子ども医療費助成制度について、保護者への医療費の状況の周知や生活困窮世帯への支援を含めて適正な受診の啓発に努めます</li></ul>	

### 第3節 取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり

子ども自身が様々な経験を通して生きる力を学び、身に付けながら成長していくため、学校だけでなく家庭や地域、行政と連携して応援すると同時に、家庭において子どもを育てる力を高める取り組みを進めます。

#### 1 子どもの生きる力と家庭の子育て力の向上

同世代・異世代交流や体験活動、ボランティア活動支援などの充実を図ることで、子どもの「生きる力」の育成に努めます。また、家庭における教育力を総合的に高めるため、両親学級や育児学級などで子育てについて学ぶ機会の提供に努めます。

活動・事業名	担当課等
子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実	教育課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域と子どもたちのボランティア意識高揚を図るために取り組みや指導者の育成・支援に努めます</li><li>● 青年団の協力により実施している体験活動について、団員と子どもたちとの貴重な交流の場にもなるよう、さらなる充実を図ります</li><li>● 地域での老人クラブとの交流活動や、障がい者支援施設での中・高校生ワークキャンプ等のさらなる充実を図ります</li><li>● 社会福祉協議会での福祉学習活動の充実を図り、障がいの疑似体験セットの貸し出しや児童・生徒を対象とした福祉入門講座について企画・推進します</li><li>● 地域での子どもと高齢者の交流推進のため、老人クラブ単位での意識向上やリーダーの養成などについて検討を進めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
子育てを学ぶ機会の提供	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●妊婦や子育て中の両親を対象とした育児学級等、親や子の健康管理や楽しい子育てにつながるようさらなる内容の充実を図ります</li> <li>●乳幼児を育てる保護者が最も関わりのある保育園・認定こども園において、子育てについて広く深く学ぶ機会が得られるよう、学習の場の開催等を関係者に働きかけます</li> <li>●母子健康手帳交付日には、両親学級に確実に参加するよう呼びかけるとともに、学級の内容充実を図ります</li> <li>●家庭教育やしつけ、児童心理等を学んだり、青少年の健全育成につながるような講座や講演会等の開催を企画し実施に努めます</li> <li>●子育てをする親同士が触れ合う機会を増やし、成長していくけるよう「親の学びプログラム」の活用を推進します</li> </ul>	

## 2 地域とともにある学校づくりの推進

地域に密着し地域とともにある学校づくりを推進するため、地域の人材を活用した特別授業や学校開放の充実を図ります。

活動・事業名	担当課等
地域の人材（ゲストティーチャー）の活用	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校応援団事業として、地域住民や職場の人を学校にゲストティーチャーとして積極的に招き、地域住民がもつ有能な技量を最大限に活用することで、小・中学校での授業内容の充実を図ります</li> </ul>	

活動・事業名	担当課等
学校開放の推進	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、地域と学校が互いに連携・協働する活動を推進します</li> <li>●小中学校は、地域行事等に積極的に参加し、児童生徒と地域住民とのさらなる交流を図ります</li> </ul>	

## 第4節 取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり

交通安全指導や通学路の安全整備を推進するとともに、地域住民との協働により、子どもの交通安全教育や犯罪の被害者とならないための防犯対策の充実を図ります。また、子育て中の家族であっても安心して外出できる環境の整備を進めます。

### 1 交通安全確保の充実

子どもたちの交通安全を確保するため、地域住民の協力を推進します。

活動・事業名	担当課等
交通安全指導の推進	総務課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 交通指導員による交通安全指導や各単位子ども会による街頭指導、PTAや老人クラブなどの社会教育団体による「あいさつ運動」を全校区での活動として推進します</li><li>● 子どもたちの自転車の安全運転意識の向上を図る意味から、交通安全協会主催の自転車安全運転コンクールへの積極的な参加を呼びかけます</li><li>● 自転車を利用する児童・生徒に対し、自分自身が加害者になることも念頭に置きながら、交通安全ルール遵守についての指導徹底を図っていきます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
通学路の安全整備	総務課・建設課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 通学路整備や、信号機やミラー、防犯灯等の設置への要望には、緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます</li><li>● PTA活動等により通学路等の地区危険マップ作成及び点検を実施するなど、実態把握を推進し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます</li></ul>	

## 2 防犯対策の充実

地域住民や学校との協働により、犯罪等の被害者とならない防犯対策の充実を図ります。

活動・事業名	担当課等
地域の防犯対策の充実	総務課・教育課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● P T A活動により実施されている防犯パトロールとともに、小学校各校区に地域学校安全指導員を設置し、学校応援団をはじめ、地域住民の理解と協力により、子ども見守り活動の充実を図ります</li><li>● 「子ども 110 番の家」の設置の充実や設置箇所の確認、見直しを進めるとともに、子どもの防犯ブザーの携帯を推進し、緊急時の子どもの保護等について、地域住民の理解と協力を呼びかけます</li><li>● 地域安全指導員などによる青色回転灯を装着したパトロール車両による防犯パトロールを実施し、町内における犯罪の発生を未然に防止します</li><li>● 防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動のさらなる推進に努めます</li><li>● 社会福祉協議会では、町内の行政区が主体となる小地域ネットワーク事業を展開し、地区役員及びボランティア有志の地区福祉委員による、子どもの地域見守り活動を支援します</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
小・中学校における防犯対策の推進	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 「大きな声で近くの大人を呼ぶ」、「防犯ブザーの効果的活用」、「子ども 110 番の家に駆け込む」等、子どもが防犯上の対策を身に付けるための学習機会の提供に努めます</li><li>● 小・中学校において不審者が侵入した場合を想定した実践的な訓練を実施し、不測の事態に備えます</li><li>● 子どもたちの登下校時の事故や校内への不審者の侵入などに速やかに対応するため、危機管理マニュアルを策定し、訓練等の実施に努めます</li></ul>	

### 3 子育てしやすい生活環境の整備

子どもたちやその家族が安心して外出できるよう、公共施設などを中心にバリアフリー化などの環境整備を推進します。また、教育・保育施設で安心して生活ができるよう改築や大規模修繕を支援します。

活動・事業名	担当課等
バリアフリー化の推進	建設課・教育課
活動・事業の内容	
●公民分館などの公共施設において、バリアフリー化の必要性を認識し、区からの要望にあわせ、バリアフリー化の推進に努めます	

活動・事業名	担当課等
子ども連れにやさしいトイレ等の整備	建設課・総務課・商工観光課・健康推進課・農林振興課
活動・事業の内容	
●公共施設などにおいて、子どもサイズの便器・手洗い、ベビーベッド、授乳室などの整備の推進に努めます	

活動・事業名	担当課等
教育・保育施設の整備	生活福祉課
活動・事業の内容	
●教育・保育施設において、老朽化がみられる場合は必要に応じて、国、県、町の補助金を活用し整備に努め、地震や台風などの自然災害の脅威から子どもたちを守ります	

## 第5節 取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり

保育サービス等の充実を図るとともに、性別に関わらずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような、「働き方改革」を進めます。さらに職場優先の意識や固定的な性別による役割分担意識等の是正・解消を推進するため、男女共同参画社会に向けた意識の啓発を図ります。また、子育て家庭への経済的な支援の充実を推進します。

### 1 保育サービス等の充実

保育サービス等の充実を図るとともに、新たな保育ニーズに対応したサービスの実施を検討します。

活動・事業名	担当課等
保育園、認定こども園における子育て支援の推進	生活福祉課
活動・事業の内容	
●国や県の補助金を活用し、延長保育などさまざまな保育・教育のサービスを提供することで、保護者のニーズに対応します	

活動・事業名	担当課等
一時預かり事業の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
●冠婚葬祭や保護者の病気等のため、家庭において保育をすることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、一時的に預かりを行う事業の充実を図ります ●通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、認定こども園が行う教育活動の充実を図ります	

活動・事業名	担当課等
病児・病後児保育事業の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
●病気やけがで家庭や集団保育の困難な乳幼児や児童を、球磨郡公立多良木病院企業団に付設された専用スペース「ホッと館」や認定こども園において、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと仕事の両立支援を行い、児童の健全育成を図ります	

活動・事業名	担当課等
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
<p>●保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供することによって、子育てと仕事の両立を支援し、放課後や長期休暇等における子どもたちの安全を確保する等、集団生活による子どもの健やかな成長を図ります</p>	

## 2 男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進

職場や地域、家庭における男女共同参画社会に向けた意識啓発・活動の推進に努めます。

また、仕事と子育ての両立のため、父親の子育てへの参加の促進や子育て家庭に配慮した企業の取り組みへの働きかけを推進します。

活動・事業名	担当課等
職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	総務課
活動・事業の内容	
<p>●「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」に基づく取り組みの充実を図っていきます</p> <p>●職場や家庭、地域において男女共同参画を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等に努めます</p> <p>●役場内の全管理職から構成する「男女共同参画庁内推進会議」を主体に、関連する部局での具体的な実践を推進・支援します</p> <p>●地域の関係諸団体や住民代表などからなる「あさぎり町男女共同参画推進懇話会」による意見交換や情報の共有化、各種活動などの推進を図ります</p> <p>●県や近隣市町村、関係団体等で構成される「人吉球磨地域男女共同参画地域連絡会議」と連携を図り、セミナーの開催等積極的な活動を推進します</p>	

活動・事業名	担当課等
「仕事と家庭の調和」の推進	健康推進課
活動・事業の内容	
<p>●母子健康手帳交付時に夫婦（パートナー）での参加を促し、家族が協力しながら子育てる意識の向上を図ります</p> <p>●母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度に関わる情報提供に努めます</p>	

### 3 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的な支援を推進するため、情報提供などの充実に努めます。

活動・事業名	担当課等
各種手当・助成制度に関する情報提供	生活福祉課・教育課
活動・事業の内容	
●児童手当や就学援助費の支給制度等、各種手当、助成制度の周知・普及を図るため、子育て支援情報誌や広報誌、ホームページ等を活用した情報提供の充実を推進します	

活動・事業名	担当課等
保育料等の軽減	生活福祉課
活動・事業の内容	
●保育園・認定こども園において、町独自の保育料により保護者の経済的負担を軽減するとともに、国・県の制度に準じて多子世帯の保育料を軽減する事業を今後も継続して実施していきます ●国・県の制度に準じて副食費（おかず代等）の支援を実施していきます	

活動・事業名	担当課等
子ども医療費助成制度の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
●子ども医療費助成制度について、助成内容等の周知を図るために、保護者への通知や広報誌、ホームページ等を活用した情報提供に努めます	

## 第6節 取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実

障がいや病気等がある子どもへの支援や、子育ての不安や悩みがある親や家族などからの様々な相談に対応し、乳幼児期から学童期まで継続した支援体制整備と情報提供の充実を図ります。

### 1 障がいや病気等がある子どもへの支援

関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見、早期療育に向けた体制づくりを整備するとともに、地域における障がいへの理解を深め、地域で安心して生活できるよう各取り組みを推進します。

活動・事業名	担当課等
早期発見・早期療育体制の整備	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児健康診査と相談・家庭訪問等で把握された要観察の乳幼児については、定期的に連絡や訪問するなどして、状況を確認するよう努めます</li><li>●乳幼児健康診査等の未受診の家庭は状況把握に努めます</li><li>●乳幼児健康診査の方法や問診内容などについて、療育の専門家と協議しながら検討します</li><li>●上・中球磨巡回支援専門員整備事業により、発達障がい等の疑いのある子どもを就学前の早期に発見し、また、その保護者との関わりも深めながら、適切な療育につなげていきます</li><li>●保育園・認定こども園等の関係機関と療育を行う事業者との連携を強化します</li><li>●障がいのある子に対する福祉サービス等の制度や支援費制度の周知を図ります</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
相談支援体制・交流活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課 社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●相談支援の充実を図り、適切なケアマネジメントが実施できるよう関係者の資質向上も含め、総合的な支援の充実を推進します</li><li>●地域療育等支援センターの療育コーディネーターや関係機関と連携し、地域における専門的な療育体制の充実を推進します</li><li>●療育から就学、地域での生活も含めて、家族や関係機関と連携をとりながら、継続した相談支援が行えるように努めるとともに、保護者の障がい受容を促す活動についても、十分に検討しながら取り組んでいきます</li></ul>	

### 活動・事業の内容

- 保護者同士の交流により、お互いの情報交換や相談などができることから、交流の場づくりの支援を継続して行います
- 障がいのあるなしに関わらず、地域で多くの人と交流しながら育つように、地域活動（子ども会など）への参加・交流の促進に取り組んでいきます
- 社会福祉協議会の「青空ピクニック」等の活動や福祉施設の行事等を活用し、障がいのある子どもや家族と、ボランティアなど地域の人も参加する広く交流できる機会の提供に努めます
- 障がいのある人、子ども、その家族がよりよい生活を送るための意見の発信、そのための意見の集約及び研修の場として、「あさぎり町三障がい家族会『パレット』」を活用し、家族等の相互の交流と事業の充実を図ります

活動・事業名	担当課等
障がい児保育の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
●身近な地域で安心して生活し、その乳幼児の発達や障がいにあわせた療育や保育が受けられるよう、関係機関とも連携を図りながら、障がい児保育事業のより一層の充実を推進します	
●障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育園や認定こども園に対し、補助を行うことにより、障がい児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を図ります	
●障がい児に関する保育士や保育教諭が、自信を持ち安定した保育を行えるよう、研修会等への参加を推進する取り組みを行います	

活動・事業名	担当課等
就学相談・教育体制の充実	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
●障がいの疑いや発達の遅れなど経過を観察する必要がある子どもや、不安を抱えている家族には、相談や家庭訪問をしながら、その人の状態にあった支援を行います	
●就学や教育に関する相談は、親や家族の希望を確認し児童・生徒の状態にあわせた教育の受け入れ体制や支援等について、関係機関と連携しながら検討していきます	
●「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」等を活用し、福祉・保健・教育との連携体制の一層の充実を図ります	
●学校等での「福祉教育」を推進し、児童・生徒が、障がいについての正しい知識を学び、理解を深められるように努めます	
●学習や生活について特別な支援を必要とする子ども（LD：学習障がい、ADHD：注意欠陥/多動性障がい、自閉症スペクトラム等の子ども）一人ひとりの教育的なニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の確立に努めます	

## 2 ひとり親家庭への支援

すべてのひとり親家庭において、安心して生活できるようそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援、就労支援及び子育て支援等を充実していきます。

活動・事業名	担当課等
子育て・生活支援の推進	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●社会福祉協議会が実施する一日父親・母親事業の充実を図るとともに、そのために保護者の意見を多く取り入れることができる場を設けるなどの方策を講じます</li><li>●民生委員・児童委員の家庭訪問等による子ども家庭に対する相談援助の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
就業促進のための支援	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●教育訓練給付制度活用の周知により、能力開発の取り組み支援を行うとともに、個別的な就業支援のための相談支援に努めます</li></ul>	

## 3 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を推進するため、地域の人材による家庭訪問等の活動や児童虐待に関する啓発活動の充実を図るとともに、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」を有効に活用していきます。

活動・事業名	担当課等
児童虐待防止・里親に関する啓発	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●町イベントでのチラシ配布による広報活動、町広報誌での記事掲載に加え、ホームページでの広報・啓発活動に努めます</li><li>●各学校、医療機関へポスター掲示による啓発と周知を図ります</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業等の充実	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●乳幼児を育てる家族の悩みや心配ごとに寄り添い、児童虐待リスクの軽減を図るため、乳幼児健康診査での相談支援と乳児家庭全戸訪問事業等の活動を充実させます</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業等に関わる保健師や母子保健推進員について、研修等により相談支援の質の向上に努めます</li> </ul>	

活動・事業名	担当課等
地域の人材等の活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●主任児童委員、民生委員・児童委員の家庭訪問等による相談支援及び関係機関との連携強化を図ります</li> <li>●母子保健推進員の家庭訪問による育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します</li> <li>●子育て不安や児童虐待等に関わる研修の参加に努めます</li> </ul>	

活動・事業名	担当課等
相談支援体制の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●保育園、認定こども園、小中学校、高校、球磨支援学校等と連携し、保護者と子どもの相談につなげます</li> <li>●身体的暴力、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待などの相談に研修を受けた職員が対応し、児童虐待の解決に取り組みます</li> <li>●子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの設置を検討し、妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます</li> </ul>	

活動・事業名	担当課等
あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会の活用	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもに関する機関の意見交換や情報の共有化、早期支援を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」を活用することで、児童虐待の防止に関し地域全体で取り組みます</li> <li>●保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の取組強化を図りながら、複数機関による重層的な支援を継続的に進めています</li> </ul>	

## 4 子どもの貧困対策

子育てに関わるサービスや経済支援事業など、経済的に厳しい家庭に対して子育て不安や負担感を軽減するための相談支援体制や援助の取り組みを推進します。

活動・事業名	担当課等
相談支援体制や援助の取組み	生活福祉課・社会福祉協議会・教育課・健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●生活に困窮する世帯は社会福祉協議会へつなぎ、家計相談支援事業などを活用します</li><li>●生活福祉課で生活保護に関する相談を受け、県福祉事務所で調査・申請を行います</li><li>●ひとり親世帯には、熊本県母子寡婦福祉連合会などの事業を紹介します</li><li>●就学支援に該当する世帯は、教育課で申請を受け、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費（学校病）を支給します</li><li>●子ども医療費助成制度において家庭の負担軽減に努めます</li><li>●国や県の補助制度を活用し、教育・保育の無償化及び副食費（おかず代等）の軽減に取り組みます</li><li>●子ども食堂の設置について、広く情報収集に努め課題を整理します</li><li>●多子世帯の子育て家庭に対して、より一層の配慮に努めます</li><li>●就学が困難な家庭に対し、奨学金の貸付けを行います</li><li>●関係課による包括的・継続的な支援に努めます</li></ul>	

## 5 相談機関と人材・情報提供の充実

子どもや子育てに関わるサービスなど、様々な情報を利用者の立場に立ち、転入家庭や初めて出産を迎える家庭などが、いつでも気軽に情報を得ることができ、また子育て不安や負担感を軽減するための相談体制の整備を推進します。

活動・事業名	担当課等
地域子育て支援の充実	生活福祉課・健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"><li>●乳幼児やその保護者に対する定期的な育児サロンなどを支援します</li><li>●子育て力の低下や核家族化により、保育園・認定こども園に求められるものが大きく、保育士・保育教諭の負担が増大していることから、質の向上のための研修機会の提供に努めます</li><li>●必要な支援の調整や関係機関との連携を行うなど、転入家庭や妊産婦、児童に対して切れ目のない支援を提供します</li></ul>	

活動・事業名	担当課等
情報提供・啓発活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課 町民課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活福祉課、健康推進課、教育課窓口で「子育て支援情報誌」を必要に応じて配布する。また、出生や就学前の子どものいる家庭の転入時には総合窓口で配布を行い、保健師や母子保健推進員が乳児訪問した際にも同情報誌を活用し情報提供を図ります</li> <li>●同情報誌については、今後とも内容の見直し充実を図りながら、子どもをもつ親や家族が知りたいと考える情報の記載に努めます</li> <li>●県教育委員会が開設している子育ての悩みの相談窓口「すこやか子育て電話相談」について周知を図ります</li> </ul>	

## **第6章 量の見込みと確保方策**

## 第1節 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、あさぎり町全域を1区域として設定します。

## 第2節 子ども・子育て支援給付

### ① 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども ⇒幼稚園又は認定こども園を利用  【ニーズ調査での家族類型】 フルタイム×パートタイム（短時間）、専業主婦（夫）、パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間）、無職×無職
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども) ⇒保育所又は認定こども園を利用。ただし、学校教育の利用希望が強い場合には、幼稚園+幼稚園の預かり保育  【ニーズ調査での家族類型】 ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）
3号認定子ども	満3歳未満（0歳、1・2歳児）の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） ⇒保育園又は認定こども園を利用  【ニーズ調査での家族類型】 ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）

### ② 量の見込み

ニーズ調査結果や推計人口から子どもの数を算出し、1号認定から3号認定ごとの量の見込みを算出。

### ③ 確保方策

町内の「量の見込み」に対し、確保を図っていく量。確保の方策にあたっては、利用可能な施設の利用定員及び広域入所によって、量の見込みを満足することをめざす。

#### ④ 特定教育・保育施設

実施主体である市町村が、施設型給付の対象となることを確認した「教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）」。施設の認可は都道府県。

施設型給付	保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付
保育所	保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
幼稚園	3～5歳児に対して学校教育を行う施設
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設

#### ⑤ 特定地域型保育事業

実施主体である市町村が、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業）」。事業の認可は市町村。

小規模保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

		令和2年度				
		1号 3～5歳	2号		3号	
確保方策	特定教育・保育施設	幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳	
		428人				
	量の見込み	26人	0人	428人	93人	204人
		町内施設 40人	町内施設 362人	町内施設 80人	町内施設 198人	
	町外施設 0人	町外施設 27人	町外施設 3人	町外施設 8人	町外施設 8人	
		町内保育園	251人	46人	133人	
	町内認定こども園	40人	0人	111人	34人	65人

量の見込み＝町内利用者数＋町外利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

\*認定こども園1号 量の見込み（町内18人＋町外8人）＝26人

⇒町内認定こども園40人で受入可能

\*保育園・認定こども園2号 量の見込み（町内408人＋町外20人）＝428人

⇒町内施設362人＋町外施設27人＋弾力運用39人＝428人で受入可能

\*保育園・認定こども園3号（0～2歳）量の見込み（町内278人＋町外19人）＝297人

⇒町内施設278人＋町外施設11人＋弾力運用8人＝297人で受入可能

		令和3年度				
		1号 3～5歳	2号		3号	
確保方策	特定教育・保育施設	幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳	
		418人				
	量の見込み	25人	0人	418人	88人	196人
		町内施設 40人	町内施設 362人	町内施設 80人	町内施設 198人	
	町外施設 0人	町外施設 27人	町外施設 3人	町外施設 3人	町外施設 3人	
		町内保育園	251人	46人	133人	
	町内認定こども園	40人	0人	111人	34人	65人

量の見込み＝町内利用者数＋町外利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数＋弾力運用

\*町内認定こども園1号 量の見込み（町内18人＋町外7人）＝25人

⇒町内認定こども園40人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園2号 量の見込み（町内399人＋町外19人）＝418人

⇒町内施設362人＋町外施設27人＋弾力運用29人＝418人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園3号（0～2歳）量の見込み（町内271人＋町外13人）＝284人

⇒町内施設278人＋町外施設6人＝284人で受入可能

		令和4年度				
		1号 3~5歳	2号		3号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1・2歳
<b>量の見込み</b>		25人	408人		86人	188人
<b>確保方策</b>	特定教育・保育施設	町内施設 40人	町内施設 362人		町内施設 80人	町内施設 198人
		町外施設 0人	町外施設 27人		町外施設 3人	町外施設 3人
		町内保育園			251人	46人
		町内認定こども園	40人	0人	111人	34人
						133人
	町内保育園・認定こども園					65人

**量の見込み=町内利用者数+町外利用者数**

**確保方策=利用定員+他市町村施設の広域利用数+弾力運用**

\*町内認定こども園1号 量の見込み（町内18人+町外7人）=25人

⇒町内認定こども園40人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園2号 量の見込み（町内389人+町外19人）=408人

⇒町内施設362人+町外施設27人+弾力運用19人=408人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園3号（0~2歳）量の見込み（町内264人+町外10人）=274人

⇒町内施設278人+町外施設6人=284人で受入可能

		令和5年度				
		1号 3~5歳	2号		3号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3~5歳	0歳	1・2歳
<b>量の見込み</b>		24人	397人		84人	183人
<b>確保方策</b>	特定教育・保育施設	町内施設 40人	町内施設 362人		町内施設 80人	町内施設 198人
		町外施設 0人	町外施設 17人		町外施設 0人	町外施設 0人
		町内保育園			251人	46人
		町内認定こども園	40人	0人	111人	34人
						133人
	町内保育園・認定こども園					65人

**量の見込み=町内利用者数+町外利用者数**

**確保方策=利用定員+他市町村施設の広域利用数+弾力運用**

\*町内認定こども園1号 量の見込み（町内17人+町外7人）=24人

⇒町内認定こども園40人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園2号 量の見込み（町内379人+町外18人）=397人

⇒町内施設362人+町外施設17人+弾力運用18人=397人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園3号（0~2歳）量の見込み（町内257人+町外10人）=267人

⇒町内施設278人で受入可能

		令和6年度				
		1号 3～5歳	2号		3号	
確保方策	特定教育・保育施設	幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳	
		量の見込み	25人	385人	82人	180人
	町内保育園	40人	0人	385人	80人	198人
確保方策	町内認定こども園	0人	40人	251人	0人	町外施設 0人
				111人	46人	133人
確保方策	町内認定こども園	40人	0人	111人	34人	65人

量の見込み=町内利用者数+町外利用者数

確保方策=利用定員+他市町村施設の広域利用数+弾力運用

\*町内認定こども園 1号 量の見込み (町内 17人+町外 8人) =25人

⇒町内認定こども園 40人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園 2号 量の見込み (町内 370人+町外 15人) =385人

⇒町内施設 362人+町外施設 8人+弾力運用 15人=385人で受入可能

\*町内保育園・認定こども園 3号 (0～2歳) 量の見込み (町内 252人+町外 10人) =262人

⇒町内施設 278人で受入可能

### 第3節 地域子ども・子育て支援事業

#### 1 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業です。子育て世代包括支援センターの設置について検討します。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1 か所				
確保方策	1 か所				

\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計

#### 2 時間外保育（延長保育）事業

時間外保育事業とは、やむを得ない理由により、利用日、利用時間帯以外の日及び時間において保育を受けた場合、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	65 人(11 か所)				
確保方策	65 人(11 か所)				

\* 「量の見込み」は、保育園・認定こども園での延長保育を希望している子どもの数

アンケート回収数×回答割合=396 人×16.4% =65 人

\* ( ) 内は実施箇所数

### 3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	235 人	229 人	222 人	214 人	199 人
1 年生	43 人	46 人	43 人	38 人	33 人
2 年生	45 人	43 人	46 人	43 人	38 人
3 年生	49 人	45 人	43 人	46 人	43 人
4 年生	30 人	31 人	29 人	27 人	29 人
5 年生	34 人	30 人	31 人	29 人	27 人
6 年生	34 人	34 人	30 人	31 人	29 人
確保方策	235 人(8)	229 人(8)	222 人(8)	214 人(8)	199 人(8)

\* 「量の見込み」は、放課後児童健全育成事業の利用を希望している子どもの数

学年別人数×アンケート回収率×学童希望割合（低学年 40.8%、高学年 25.9%）

\* ( ) 内は実施箇所数

### 4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などに入所し、宿泊を伴う必要な保護を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	0 人日(0か所)				
確保方策	0 人日(0か所)				

\* 「量の見込み」は、ショートステイの利用を希望している子どもの数×希望日数の合計  
(年間) \* ( ) 内は実施箇所数

## 5 乳児家庭全戸訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業とは、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

その他に、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診事業において把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる場合、妊婦中あるいは出産後に養育に支援を要すると思われる妊婦等に対して、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うための家庭訪問を実施します。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	95 人	95 人	90 人	90 人	85 人
確保方策	担当課：健康推進課 実施体制：保健師、母子保健推進員				

\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

## 6 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

ファミリーサポートセンター事業の1つである「子育てサロン」で、お母さん同士の交流や情報交換の場として事業を実施しています。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	0 人	6 人	6 人	6 人	6 人
確保方策	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

\* 「量の見込み」は、地域子育て支援拠点事業の利用を希望している子どもの数×希望回数の合計（月間）、（ ）内は実施箇所数

## 7 一時預かり事業（認定こども園で在園児を対象とした預かり保育）

一時預かり事業（在園児を対象とした預かり保育）とは、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、認定こども園が行う教育活動の事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	1号認定による利用	4,512 人日 (4)	4,466 人日 (4)	4,421 人日 (4)	4,376 人日 (4)	4,332 人日 (4)
	2号認定による利用	0 人日				
確保方策	一時預かり事業（在園児）	4,512 人日(4)	4,466 人日(4)	4,421 人日(4)	4,376 人日(4)	4,332 人日(4)

\* 「量の見込み」は、一時預かり事業の利用を希望している子どもの数×年間希望日数

アンケート回収数×回答割合×在園児割合×265 日

=396 人×平日 5.3%×529/652×265 日=4,512 人日（毎年 1%ずつ減少）

\* ( ) 内は実施箇所数

## 8 一時預かり事業（非在園児）

### 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）【未就学児】

一時預かり事業（非在園児）とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園・認定こども園において、一時的に預かる事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）とは、次の援助のいずれか又はすべてを受けることを希望する者とこの援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業です。

①子どもを一時的に預かる支援を行う

②子どもの移動支援を行う

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		1,199 人日(5)	1,188 人日(5)	1,177 人日(5)	1,166 人日(5)	1,155 人日(5)
確保方策	一時預かり事業（非在園児）	1,049 人日(4)	1,039 人日(4)	1,029 人日(4)	1,019 人日(4)	1,009 人日(4)
	ファミリーサポートセンター【未就学児】	150 人日(1)	149 人日(1)	148 人日(1)	147 人日(1)	146 人日(1)

\* 「量の見込み」は、一時預かり事業（非在園児）、ファミリーサポートセンター

【未就学児】の利用を希望している子どもの数の合計

アンケート回収数×回答割合×非在園児割合×265 日（年間希望日数）

=396 人×平日 5.3%×123/652×265 日=1,049 人日（毎年 1%ずつ減少）

\* ( ) 内は実施箇所数

## 9 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育とは、病気で体調を崩し、保育園、認定こども園や学校を休んで安静が必要な子どもを、働く保護者の代わりに公立多良木病院内「ホッと館」と認定こども園等において保育を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み		536 人日(2)	525 人日(2)	514 人日(2)	504 人日(2)	494 人日(2)
確保方策	病児・病後児保育事業	536 人日(2)	525 人日(2)	514 人日(2)	504 人日(2)	494 人日(2)

\* 「量の見込み」は、病児・病後児保育事業の利用を希望している子どもの数

アンケート回収数×回答割合（年間）

( ) 内は実施箇所数

## 10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）【就学児】

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）とは、次の援助のいずれか又はすべてを受けることを希望する者とこの援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業です。小学校6年までを対象としています。

- ① 子どもを一時的に預かる支援を行う
- ② 子どもの移動支援を行う

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	50 人日(1)				
確保方策	50 人日(1)				

\* 「量の見込み」は、ファミリーサポートセンター【就学児】の利用を希望している

子どもの数

アンケート回収数×回答割合（年間）

( ) 内は実施箇所数

## 11 妊婦に対する健康診査

母体と胎児の健康維持を目的に、妊娠高血圧症や糖尿病等の異常、流産・早産などを予防するために定期的に行う健康診断です。母子健康手帳の交付と同時に妊婦健康診査受診券を発行し、妊婦が定期的に妊婦健診を受診できるように、健診に伴う経費を助成します。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	95 人	95 人	90 人	90 人	85 人
確保方策	<p>担当課：健康推進課 実施場所：医療機関 実施時期、健診回数及び検査項目：</p> <p><b>■ 妊娠初期～23週（4週に1回）</b> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（A B O 血液型・R h 血液型・不規則抗体）、血算（貧血）、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査（細胞診）、風疹ウイルス抗体価検査、H I V 抗体価検査、H T L V－1 抗体価検査 クラミジアトラコマチス核酸同定検査</p> <p><b>■ 妊娠 24 週～35 週（2 週に 1 回）</b> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波、血算（貧血）、血糖、G B S</p> <p><b>■ 妊娠 35 週～出産（週に 1 回）</b> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）、超音波</p>				

\* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

## **第7章 計画の推進に向けて**

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

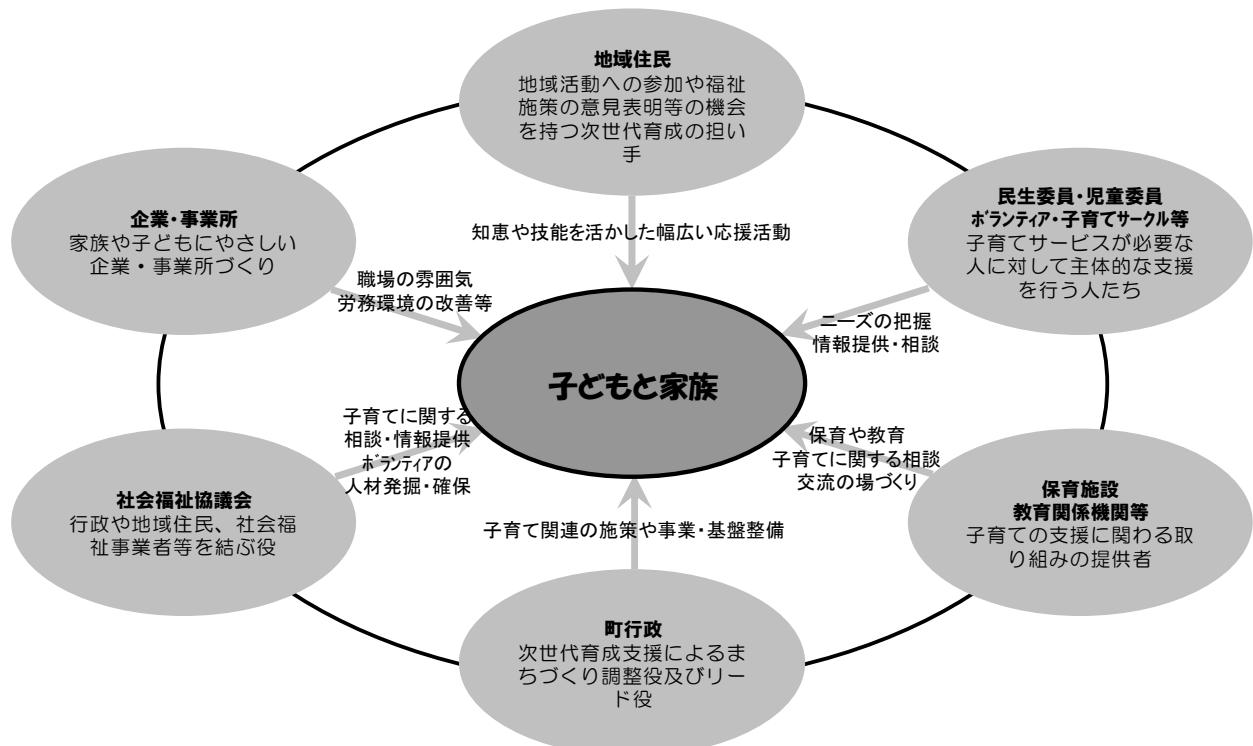
## 第1節 計画内容の周知

本計画を町民へ広く周知するため、広報誌やホームページ等の広報手段を活用します。「家庭と地域で育むあさぎりっ子」を基本理念としてあげており、次世代育成は、地域全体の問題として、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。また、計画推進に関わる組織や住民に対しては、町全体で気運を盛り上げていくような策を検討します。

## 第2節 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### ＜次世代育成支援を担う人々・組織の役割＞



### **第3節 計画の評価・確認**

計画の取り組み状況を評価・確認するため、本計画の進捗状況の報告を受け、それに対する町民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。

#### **「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会（子ども・子育て支援事業計画策定部会）」の運営**

町民代表や関係機関・団体、学識経験者等から構成する本行動計画の取り組み状況を評価し、改善・充実に向けた検討を継続的に行っていきます。また、子育て支援に関する様々な問題提起や提案も行います。

#### **「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の設置・運営**

子育てに関連する機関・団体と役場関係課による会議を設け、意見交換や情報の共有化、各種活動を推進していき、連携を強化しながら地域全体で子育て支援の充実を図ります。

#### **広報誌やホームページ等を活用した住民からの意見把握**

本行動計画の進捗状況については、広く町民に情報を公開し、意見等を求めることで、より良い取り組みに向けた改善・充実を図っていくものとします。